

2021年度地方財政計画について

飛 田 博 史

はじめに

2020年12月21日に2021年度政府予算案が閣議決定され、あわせて2021年度の地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）が公表され、本年1月29日には地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）が閣議決定された。

2020年度の地財計画は、国税や地方税の増収見通しのもとで地域社会再生事業費や緊急浚渫推進事業費など新規経費の計上が注目された。

2021年度は一転して新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」と呼ぶ）感染拡大による国税、地方税の大幅な減収のもとで、まずは一般財源総額確保とその地財対策⁽¹⁾の内容が大きな焦点となった。

本稿では2021年度の地財計画の概要とポイントを解説し、その問題点と今後の地方財政を展望する。

1. 政府予算の動向

まず、地財計画の背景となる政府の一般会計予算の動向についてみておこう。

(1) 地方財政見通しの歳出と通常ベースの歳入の見積りの結果、収支ギャップが生じた場合、地方交付税法第6条の3第2項にもとづき「地方行財政の制度改正」または「法定率の変更」を行うこととしている。1966年度以来、財源不足を理由とする法定率分の引き上げは2015年度のみであり、2021年度も含め前者による対策が講じられている。地財対策は主に交付税の加算および地方債の増発による

(1) 2021年度総合経済対策

2020年12月8日に追加経済対策が閣議決定され、事業規模73.6兆円、財政支出は国・地方あわせて40兆円規模である。3つの柱からなる対策を事業規模ベースで見ると、新型コロナ感染症対策で約6兆円、防災・減災、国土強靱化の推進で約5.9兆円、ポストコロナへ向けた経済構造の転換・好循環実現で約51.7兆円となっている。このうち最も額の多いポストコロナへ向けた対策では、自治体行政の標準化・共通化、マイナンバーカードの普及・利活用、ポスト5Gを見据えた研究開発などのデジタル改革、2050年のカーボンニュートラルへ向けた技術開発の2兆円基金創設などのグリーン社会の実現、G o T o キャンペーンの延長などが盛り込まれており、第2の予算といわれる財政投融资資金を活用し、規模ありきの内容となっている。これらをベースに第3次補正予算と新年度予算が編成された。

(2) 2020年度第3次補正予算案

12月15日に閣議決定された第3次補正予算案は、総額15兆4,271億円で、このうち経済対策関係経費が19兆1,761億円、過去の新型コロナ感染症対策予備費等の減額が▲4兆1,963億円（▲はマイナス 以下同）、その他、後述する地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）の減額補正とその補てん対策が盛り込まれた。財源のほとんどは公債で、国税の減額補正分も含め22兆3,950億円（建設公債3兆8,580億円、特例公債18兆5,370億円）を充てる。

今回の補正予算は、安倍内閣の時と同様に2021年度予算と一体的に編成する「15カ月予算」の手法を踏襲している。経済対策関係経費では「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」として地方創生臨時交付金1.5兆円の追加を含む4兆3,581億円、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」として菅内閣の政策の軸となるデジタル改革・グリーン社会の実現2.8兆円やG o T o トラベルの延長約1兆円などを含む11兆6,766億円、「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」として公共事業1兆6,532億円、自衛隊の安定的な運用体制の確保0.3兆円などを含む3兆1,414億円が盛り込まれた。

なお、地財計画との関連では交付税の国税5税が2020年度地財計画の見込みを下回ったことから、このうち一般会計における国税4税分2兆2,118億円を減額補正した上で同額を補てんし、交付税特別会計（以下「交付税特会」と呼ぶ）における地方法人税の減収分4,221億円についても一般会計で加算する措置を講じた。

(3) 2021年度一般会計当初予算案

2021年度当初予算案は106兆6,097億円と3年連続で100兆円を超えとなり過去最大を更新した。財源確保では税収見込みが前年度を6兆650億円下回る57兆4,480億円にとどまったため、公債金43兆5,970億円（建設公債6兆3,410億円、特例公債37兆2,560億円）で残りの大半をまかなうこととなった。

歳出では社会保障関係費が35兆8,421億円（前年度比0.4% カッコ内は伸び率 以下同）と微増となっており、純増分を高齢者による増加分にとどめるという方針のもと、薬価の引き下げによりこれを実現した。消費増税にともなう社会保障の充実分については2兆7,078億円とほぼ同額で、このうち地方負担分は8,906億円となった。

これに次ぐ予算規模となる交付税等では、交付税特会へ繰り入れる入り口ベースで15兆9,489億円と増額を確保した。

その他で地財計画との関係で注目されるのは国土強靱化などの公共事業関係費およびデジタル社会形成のための総務省予算である。

公共事業関係費は6兆695兆円と前年度並みにとどまっているが、第3次補正の1.6兆円とあわせると実質的には大幅な増額となっている。これらの事業のフレームとなっているのが、2020年12月11日閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」（以下「5カ年加速化対策」と呼ぶ）である。これは与党が2021年度から5年間で事業規模15兆円、各年度の公共事業予算に1兆円上乗せすることを政府に要求して策定されたもので、2018年度補正予算から盛り込まれた160項目、総額7兆円にのぼる「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」（以下「3カ年緊急対策」と呼ぶ）を拡充して引き継ぐものである。

これまでの「3カ年緊急対策」は2018年度の西日本豪雨などを踏まえた重要インフラの緊急点検が中心であったが、「5カ年加速化対策」では激甚化する風水害や大規模地震を想定した「予防保全型」のインフラメンテナンスへの転換などを盛り込んだ。全123対策、15兆円の事業内容を見ると、流域治水対策や災害時の道路ネットワークの機能強化など「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」（78対策）で12.3兆円、社会資本インフラや公共施設の老朽化対策や農業水利施設等の災害対応強化などの「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」（21対策）で2.7兆円、社会資本インフラ関連のデジタル化（24対策）で0.2兆円程度となっている。

毎年、各地で深刻な自然災害が発生するなかで各種のインフラ整備の必要性は認め

られるが、財政制度等審議会歳出改革分科会の資料（2020年10月19日）によれば、「3カ年緊急対策」の支出率は人手不足などにより53.6%にとどまっている。それにもかかわらずさらに「5カ年加速化対策」を積み重ねる政策手法は、旧態依然とした規模ありきの公共事業が再び増長しつつあることを示すものである。

菅政権肝いりのデジタル化政策をめぐっては、今年9月を目途に各省庁の司令塔となるデジタル庁の設置を検討しており、内閣・内閣本府等予算案4兆236億円のうち情報システム関連費で2,986億円（前年度比2,312億円増）およびデジタル庁予算として81億円を確保した。

総務省においてもこうした流れを受けて「地方自治体のデジタルトランスフォーメーションの推進に係る検討会」を設置し、昨年12月25日に「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」をとりまとめた。計画期間は2021年1月から2026年3月までの約5年間で、重点取組事項として自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化など6事項が求められている。また、自治体DXとあわせて地域社会のデジタル化、デジタルデバイド対策が盛り込まれた。

2. 地財計画の概況

(1) 2020年度の交付税減額補正と財源確保

2020年度補正予算で触れたように、2020年度地財計画における国税5税の法定率分の見込額に対し、国税決算見通しが新型コロナ感染拡大の影響などにより2兆6,339億円下振れした。このため補正予算で減額補正し、その全額を国の一般会計から補てんした上で、8,651億円は国の負担（臨時財政対策加算）、残りの1兆7,688億円は後年度の交付税総額より分割で精算（控除）することになった。

2020年度の地財計画は新型コロナ感染拡大前の段階で策定されたため、大幅な減額補正はやむを得なかったが、その前年度にも7,349億円の減額補正が行われており、政府の成長戦略に任せた甘い経済見通しがこうした下振れの要因の一つといえる。本来、地財計画段階で適切な国税の見通しができていれば、地財対策において国と地方で折半するところを、補正予算段階で補てんする場合、その大半が交付税の精算に回されるというのは、国の財政責任を地方に転嫁しているとみることもできる。

(2) 概算要求段階

今回の概算要求は菅内閣が9月に発足した関係で9月末の提出となった。総務省の概算要求時に公表された地方収支の仮試算の段階では、収支規模は90.8兆円とほぼ前年度並みで、歳出の見積もりでは社会保障経費の増加と不交付団体の水準超経費の減少を反映させるにとどめ、その他は前年度と同額としていた。一般財源総額は63.2兆円（▲0.4%）と前年度を0.2兆円下回る一方で、水準超経費を除くと62.1兆円（0.6%）と前年度を0.4兆円上回る見通しとしており、一般財源総額水準を実質的に確保する要求であった。また、交付税総額は新型コロナ感染拡大の影響による国税減収の見通しにより前年度を約4,000億円下回る16.2兆円（▲2.4%）とし、交付税の代替財源である臨時財政対策債⁽²⁾（以下「臨財債」と呼ぶ）は前年度を3.7兆円上回る6.8兆円（116.5%）と厳しい財源不足をうかがわせるものであった。

ただし、当時は菅内閣の経済政策が反映されていないことから、地方財政の見通しにはかなり不確定要素が多く、年末の地財対策の内容が注目された。

(3) 概況 — 一般財源総額は実質確保、財源不足は大幅増

図表1は2021年度の地財計画の収支と地財対策の全体像（通常収支分）、図表2は収支総額と一般財源総額等の推移を表したものである。計画規模は東日本大震災分を除く通常収支分で89兆8,060億円（▲1.0%）と9年ぶりに前年度を下回った。一般財源総額も63兆1,432億円（▲0.5%）⁽³⁾と12年ぶりに前年度を下回ったが、不交付団体の水準超経費を除くと61兆9,932億円（0.4%）⁽⁴⁾と引き続き前年度を上回った。これにより政府の経済財政運営と改革の基本方針2018で明記された「一般財源総額実質同水準ルール」（2021年度まで2018年度水準を実質的に下回らない一般財源を確保する）が実質的に堅持されたことになる。

財源不足は10兆1,222億円（123.5%）と2014年度以来の10兆円台となった。

交付税総額は17兆4,385億円（5.1%）と3年連続で前年度を上回っているが、今回は過去2年間とは異なり地方税が減少に転じるなかで増加となった。臨財債を含めた

(2) 2001年度以降の地財対策として導入され、交付税の一部を特例地方債に振り替えるもの。地方財政法の改正によるもので、臨時と称するものの2～3年ごとに改正を重ね、実質的に経常的な財源対策となっている。臨財債の元利償還金は後年度の交付税算定に100%算入されるため、中期的にみれば交付税の代替財源とみなすことができる

(3) 2020年度徴収猶予の特例分2,145億円を除く

(4) 徴収猶予の特例分含めると62兆2,077億円

交付税の実質額でみると22兆9,181億円で4年ぶりに20兆円を超えた。

先ほど述べた概算要求と比較すると交付税総額は上回り、臨財債の発行は下回って

図表1 2021年度地財計画と地財対策の全体像

地財対策	歳入	歳出
<p>○一般会計の加算措置等 既往法定分0.47 *うち覚書加算前倒し分0.25 2019年度国税決算精算分繰延べ0.5 臨時財政対策特別加算1.7</p>	<p>財源不足 10.1 (123.5%)</p>	<p>給与関係経費 20.2 (▲0.7%) うち退職手当以外 18.7 (▲0.4%)</p>
<p>○交付税特会の加算措置等 交付税特会余剰金0.15 2020年度繰越し分0.25 2021年度交付税特会償還金繰延べ0.6 地方公共団体金融機構準備金0.2</p>	<p>地方交付税法定率分 15.0 (▲10.5%) 国税減額補正精算分▲0.3 2019年度国税決算精算分▲0.5 交付税特会償還金▲0.6 同特会借入利払い▲0.08 実質的な法定率分 13.6 (▲15.0%)</p>	<p>一般行政経費 40.9 (1.3%) うち補助22.9 (1.0%) うち単独14.8 (0.5%) うち、まち・ひと・しごと 創生事業費1.0 (前年度同) うち、地域社会再生事業費 0.4 (前年度同) うち地域デジタル社会推進費 0.2 (皆増)</p>
<p>○地方債増発 財源対策債0.77 臨時財政対策債5.5</p>	<p>地方債（臨時財政対策債等 除く通常債）5.0 (▲7.0%)</p>	<p>投資的経費 11.9 (▲6.5%) 直轄・補助5.7 (▲14.1%) 単独事業6.2 (1.6%) うち緊急防災・減災事業費 0.5 (前年度同) うち緊急自然災害防止対策 事業費0.4 (33.3%)</p>
	<p>地方税38.1 (▲7.0%) 地方譲与税1.8 (▲30.2%)</p>	<p>維持補修費1.5 (1.6%) うち、緊急浸透推進事業費0.1 (22.2%)</p>
	<p>地方特例交付金0.4 (78.2%)</p>	<p>公債費11.8 (▲0.7%)</p>
	<p>国庫支出金 14.8 (▲3.0%)</p>	<p>その他3.6 うち、水準超経費1.2 (▲31.5)</p>
	<p>その他 5.9 (▲0.4%)</p>	

* (図中の数字は兆円 カッコ内は前年度増減率、▲はマイナス)
* 四捨五入の関係で積み上げが合計と一致しない箇所がある
* 網掛けは交付税総額からの控除と地財対策によるその繰延べが対応している項目
※一般財源総額、地方税、地方譲与税については、2020年度徴収猶予の特例分2,145億円除く

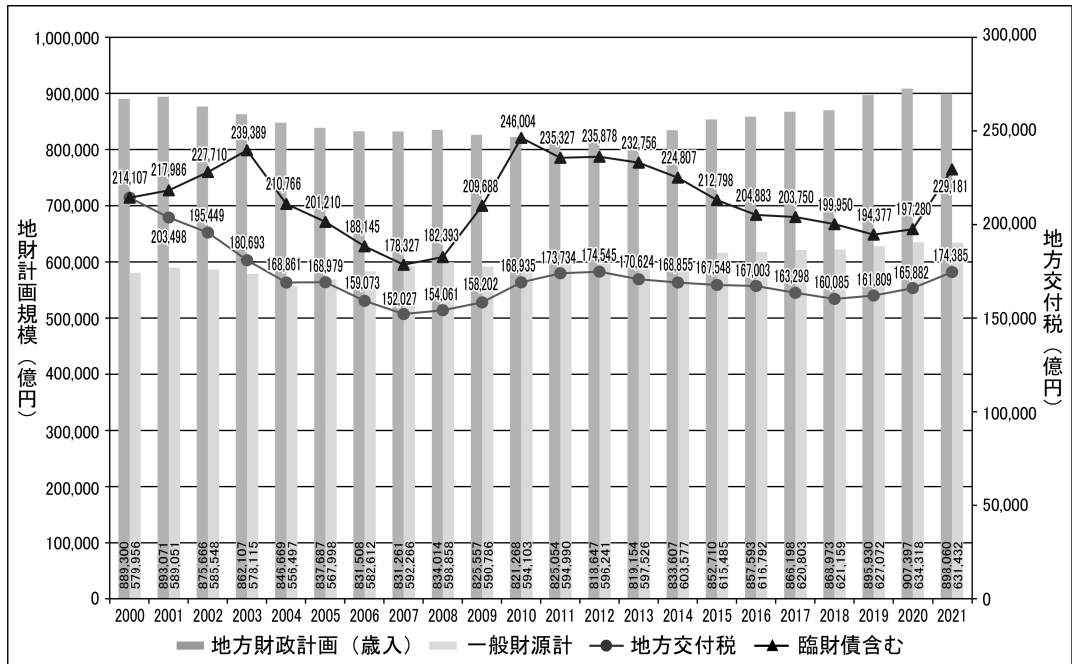
- 一般財源総額
63.1兆円 (▲0.5%)
(水準超経費除き)
62.0兆円 (0.4%)
- 地方交付税総額
17.4兆円 (5.1%)
(臨財債含む実質額)
22.9兆円 (16.2%)
- 地方債合計11.2兆円
(21.2%)

地財計画規模 89.8兆円 (▲1.0%)

(資料) 2021年度地財計画資料より作成

おり、後に述べるさまざまな財源確保策により国と地方で折半する分を抑制した結果である。

図表2 地財計画、地方交付税の推移



(資料) 各年度の地財計画より作成

(注) 一般財源総額は2020年度徴収猶予の特例分除く

(4) 東日本大震災分（約4,418億円）

地財計画の別枠で計上されている東日本大震災分は、復旧・復興事業で3,328億円、全国防災事業で1,090億円である。被災地を対象とする復旧・復興事業の大半は直轄・補助事業で、地方負担分は震災復興特別交付税が充当される。一方、全国防災事業はすでに実施済みの事業債の元利償還金が計上されている。

東日本大震災から10年目を迎え、今後の復興対策が注目されるところだが、政府は昨年6月に復興庁をさらに10年存続する法改正を行い、7月には向こう5年間を「第2期復興・創生期間」として事業規模1.6兆円を予定している。したがって、復興交付金は終了するものの地財計画の東日本大震災分は存置される見通しである。

3. 地財対策の状況

(1) 交付税法定率分の大幅な減少

今回の財源不足はもっぱら歳入の減少が要因で、地方税と交付税原資となる国税の法定率分が前年度を大幅に下回ったことによる。

図表3は法定率分を税目別に比較したものである。すべての税目において大幅に減少しており、合計で前年度を1.8兆円（▲10.5%）下回っている。特に法人税の減少が大きい。本来、安定税収である消費税についても約2,800億円減少しており、減少幅を拡大させている。

図表3 税目別の法定率分の状況

(億円)					
法定5税	法定率%	2020年度	2021年度	対前年度増減額	対前年度増減率
所得税	33.1	64,641	61,788	▲2,853	▲4.4%
法人税	33.1	39,935	29,780	▲10,155	▲25.4%
酒税	50	6,325	5,880	▲445	▲7.0%
消費税	19.5	42,352	39,554	▲2,798	▲6.6%
地方法人税	100	14,564	13,232	▲1,332	▲9.1%
法定率分計		167,817	150,234	▲17,583	▲10.5%

* 法定率分の合計は国税減額補正精算分などの控除前の単純計である

(資料) 2021年度地財計画および政府予算資料より作成

(2) 地財対策の内容

地財対策の方法は大きく分けて交付税の加算と地方債の増発である。交付税の加算には国の一般会計から交付税特会に繰り入れる際の「入り口ベース」の加算と交付税特会から地方へ交付する「出口ベース」での加算がある。一方、地方債の増発には建設地方債の充当率を引き上げる財源対策債と特例地方債である臨財債の発行にわかれる。

今回の地財対策は例年に比べ非常に複雑になっているので、それぞれ詳しくみていこう。

(3) 一般会計加算

① 既往法定分等 (4,746億円)

既往法定分とは、交付税法にもとづき国の責任で加算するもので、その内訳は配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収補てん154億円、公共事業等臨時特例債の利子負担2,092億円、地財計画の決算と計画の乖離是正にともなう財源不足の覚書加算の前倒し2,500億円である。

この覚書加算とは、2005年度～2011年度にわたり地財計画の投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的な乖離是正が行われ、この間に生じた財源不足2兆9,224億円について、総務・財務両大臣の覚書により、後年度の交付税総額に加算するものである。その加算方法については、交付税特会償還額の2分の1相当という申し合わせがあり、償還の繰り延べなどがあった年度は覚書加算も行われな⁽⁵⁾い。

2021年度は後述する交付税特会償還を見送るため、本来であれば覚書加算も行われ⁽⁵⁾ないが、地財対策として前倒しすることとなった。

② 臨時財政対策加算 (1兆7,196億円)

いわゆる「折半ルール」と呼ばれるうちの国負担分である。折半ルールは先ほどの総務・財務両大臣の取決めにもとづく財源対策で、財源不足のうち既往法定分や財源対策債の充当などの財源補てんを行った残りの不足分について、国と地方で折半して負担するもので、国は「臨時財政対策加算」として一般会計から加算し、地方は臨財債の新規発行で対応する。過去2年間は財源不足の縮小により折半ルールは適用せずに済んだが、今回、再び用いられることになった。

なお、現行のルールは2001年度以降、3年ごとの交付税法の改正にもとづいており、2021年度は2020年度改正によるものである。

(4) 交付税特会における加算

交付税特会における財源補てんは次の3つが行われた。

① 交付税特会剰余金 (1,500億円)

2006年度の地財対策までは交付税特会の借入金による財源補てんが行われ、その残高は2020年度末で約30兆円あり、現在、償還計画にしたがって交付税総額から控

(5) 2021年1月5日に自治労主催で行われた総務省ヒアリングにもとづく記述である

除している。その際一定の金利を見込んだ予算額と決算額との差額として生じる剰余金を地財対策に活用している。必ずしも毎年度の対策ではないが、過去10年間では2016年度と2019年度を除き講じられている。

② 2020年度繰越分（2,500億円）

2020年度の地財計画では交付税特会償還金として5,000億円を計上していたが、2021年度の財源不足が厳しい状況にあることから、第3次補正予算においてこのうちの2,500億円の償還を繰り延べた上で、これに充てる財源を2021年度に繰り越す対策が講じられた。これは異例の対策で過去1度しか行われたことはない⁽⁶⁾。

③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金活用（2,000億円）

地方公共団体金融機構は地方自治体の資金調達機関として、全自治体が出資して2009年に設立した法人である。「準備金」とは前身となる国出資の旧地方公営企業金融公庫から引き継いだ債権の金利変動のリスクに備える準備金のことである。この準備金は機構の債権管理業務の終了後にその剰余金を国庫に返納する予定だが、地方公共団体金融機構法では管理業務の途中でも、国が低金利などの事由により不用と判断すれば、一部を国庫に帰属させることができる。準備金の活用とはこの制度を活用して地財対策の財源とすることである。

今回、2021年度、2020年度と各2,000億円ずつ充当する予定で、後述する地域デジタル社会推進費の財源ともなっている。

これまで地財対策としての準備金の活用は2012年度～2013年度、2015年度～2019年度にわたって行われ、総額2.4兆円に上っている。また、地財対策以外にも森林環境譲与税の財源として2024年度の国税森林環境税導入までの間、合計2,300億円を活用している。

もともとの準備金の原資は旧公庫の債券借換損失引当金等3.4兆円であり、その一部を地財対策やその他の財源として活用した結果、2019年度の残高は0.6兆円まで減少している⁽⁷⁾。一方で借換益などの繰り入れも行われており、今後、活用可能な残高がどの程度見込まれるのかは不明である。いずれにしても「不用」を判断するのはもっぱら国であり、地財対策としてルールのない不透明な財源措置といえる。

(6) 前掲ヒアリングにもとづく

(7) 地方公共団体金融機構ホームページ参照（債権管理業務の欄）

(5) 各種控除繰延べによる財源対策

今回の地財対策では、交付税総額からの控除の繰延べも行われた。

① 2019年度国税決算精算繰延べ（4,811億円）

通常、地財計画において見込んだ法定率分が、決算段階で下振れした場合に、その差額を後年度の交付税総額から控除する精算措置が講じられる。2019年度の地財計画は決算見込みの段階に続き、決算確定段階でもかい離が生じたため、2021年度の交付税総額から4,811億円を控除する予定であったが、これを後年度に繰り延べる財源対策がとられた。

② 2021年度交付税特会償還繰延べ（6,000億円）

交付税特会の借入金償還計画では2021年度は6,000億円が予定されていたが、全額の償還を繰り延べた。

(6) 地方債の増発

① 財源対策債（7,700億円）

建設地方債の起債充当率を引き上げるかたちで発行されるもので、毎年度の地財対策として用いられている。金額は2014年度以降7,000億円台でほぼ横ばいで推移しており、7,700億円は前年度と同額である。

② 臨時財政対策債（5兆4,796億円）

交付税の代替財源として地財対策に用いられており、財源不足の拡大により大幅に発行額が増えた。このうち3兆7,627億円は既発の臨財債償還に充てる分で、残り1兆7,169億円が折半ルールによる新規発行分である。

(7) 地財対策の経過

図表4は2010年度以降の地財対策を時系列で表したものである。過去の地財対策と比較しながら、今回の対策の特徴をみてみよう。

過去最大の財源不足となったのは2010年度の18兆2,168億円で、当時の一般会計加算では折半ルールによる臨時財政対策加算以外に、リーマンショックによる地方財政危機対策として別枠加算1兆4,850億円が行われた。また、臨財債の新規発行も5兆3,880億円にのぼり、その他では今回と同様に国税決算精算繰延べや交付税特会償還繰延べなどが行われた。

直近で財源不足が10兆円を超えた2014年度をみると、引き続き別枠加算が継続して

いたため、国の一般会計加算は2021年度に比べて手厚く、臨財債についてはほぼ今回と同水準であるが、新規発行額は今回よりも当時の方が上回っている。当時と比べると、2021年度は一般会計加算が少なく、その他の各種控除の繰延べ策によって1兆円以上を確保しており、その点では実額加算ではなく後年度へ負担を先送りした対策が目立っている。この場合、後年度の控除要因が累積していくため交付税総額の確保がより厳しくなることが懸念される。

また、臨財債についても2014年度とほぼ同額であるが、当時に比べて今回は既往償還分の占める割合が高くなっており、臨財債の残高増加が新規発行の余地を狭めている状況もうかがえる。

今回の地財対策は過去のあらゆる手法を動員して財源不足を補てんしたが、同様の手法を繰り返し続けることには限界があり、今後の地財対策には厳しい課題が突きつけられたといえるだろう。

図表4 地財対策（財源不足補てん）の状況

(億円)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
一般会計加算	76,291	58,866	58,613	54,176	41,186	21,155	8,283	12,958	7,022	2,633	5,187	21,915
内訳												
既往法定分	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187	4,746
臨時財政対策加算	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655			17,169
別枠加算	14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300						
財源対策債の発行	10,700	9,400	8,200	8,000	7,800	7,800	7,900	7,900	7,900	7,900	7,700	7,700
臨時財政対策債の発行	77,069	61,593	61,333	62,131	55,951	45,249	37,880	40,453	39,865	32,568	31,398	54,796
内訳												
既往償還分等	23,189	23,439	22,972	26,086	29,513	30,720	35,133	33,802	38,210	32,568	31,398	37,627
新規発行分	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655			17,169
その他	18,108	12,593	8,700	8,500	1,000	4,000	2,000	8,400	6,995	1,000	1,000	16,811
内訳												
国税決算精算繰り延べ	6,596								2,245			4,811
交付税特別会計償還繰り延べ	7,812	7,593						1,000				8,500
交付税特別会計剰余金活用	3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400	750		1,000	1,500
減取補てん特例交付金												
公庫債権金利変動準備金活用			3,500	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000	1,000		2,000
合計（財源不足額）	182,168	142,452	136,846	132,808	105,938	78,205	56,063	69,710	61,783	44,101	45,285	101,222

(資料) 毎年度の地財計画資料より作成

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(8) 地方交付税総額からみた財源対策

次に地財対策を交付税総額の確保の面からみてみよう。図表5は2010年度以降の交付税総額確保の内容を整理したものである。

表の見方は金額の1行目が国税5税の法定率分の合計で、2行目以降が各種控除や加算などの内訳、最下行が交付税総額となっている。

基本的にこれまでの地財対策と重複しているので詳細は割愛するが、1行目の法定率分の15兆円台は2016年度～2017年度水準と同程度であり、新型コロナの影響を織り込んであるものの一定水準を保っている。ただし、これは2019年度の消費増税とこれにともなう法定率分の引き上げの分だけ当時に比べて底上げされており、実質的には2015年度水準程度と推察される。

控除要素に注目すると2021年度の国税決算精算分3,004億円は2008、2009、2016、2019年度分を控除したもので、本来であれば、今回の4,811億円の精算が加わり8,000億円近い控除となるところであった。また、交付税特会借入償還（4行目）は2011年度と2017年度に償還計画を見直して減額してきたが、今回、ついに全額の償還を繰り延べるにいたった。2020年度以降もこうした財源不足が続くことになれば、改めて償還計画自体を見直すことも予想される。

過年度繰越金（6行目）として2021年度は2,500億円となっているが、これは2020年度の交付税特会借入償還の半額を繰り延べて生じた財源を繰り越したものである。これに対し、他の年度の繰越金は法定率分の国税決算見込みが逆に上振れしたため、翌年度の地財対策の財源として繰り越したもので、2016年度までの財源不足は多額だったものの、地財対策の条件は現在より良好だった。当時と比較すると、現在の地財対策が厳しい条件にあるといえるだろう。

図表5 地方交付税総額確保からみた地財対策等

	(億円)											
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
法定率分	95,530	106,101	110,517	112,304	122,194	140,270	151,471	151,634	155,471	162,108	167,817	150,234
国税決算精算分	▲7,470	▲999	▲4,464	▲3,808	▲3,145	▲2,486	▲1,811	▲3,874	▲2,355	▲2,355	▲2,355	▲3,004
交付税特会借入金 利子	▲5,712	▲4,361	▲2,428	▲1,746	▲1,729	▲1,614	▲1,584	▲820	▲804	▲792	▲771	▲760
交付税特会借入償 還	▲7,812	▲1,000	▲1,000	▲1,000	▲2,000	▲3,000	▲4,000	▲4,000	▲4,000	▲5,000	▲5,000	
国税決算精算等繰 り延べ	14,408											
過年度繰越金		10,126	4,608	2,199	11,349	9,224	12,644			4,215		2,500
交付税特会剰余金	3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400	750		1,000	1,500
既往法定分	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187	4,746
臨時財政対策加算	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655			17,169
別枠加算	14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300						
公庫債権準備金			3,500	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000	1,000		2,000
返還金											4	1
交付税総額	168,935	173,734	174,545	170,624	168,855	167,548	167,003	163,298	160,084	161,809	165,882	174,385

(資料) 各年度の地財計画資料より作成

4. 地財計画の収支の注目点

2020年度の地財計画に比べて、大幅な制度改革にともなう経費の計上はみられないものの総合経済対策を反映した経費の充実や新設がみられる。

(1) 保健師の増員（給与関係経費） — 20億円

新型コロナ感染拡大にともない、対策の最前線に立つ保健所では深刻な人手不足に直面し機能不全に陥っている。こうしたなかで2020年9月に総務省・厚労省合同で感染症対策にかかる保健所体制に関する自治体調査を行い、7割以上の自治体で保健師の増員を含む体制強化を予定・検討していることが明らかとなった。この結果を踏まえ、地財計画に計上する人員において感染症対応の保健師の増員を図ることとなった。具体的には現行の感染症対策業務に従事する保健師1,800人を2年間かけて2,700人に増員し、2021年度は保健師数を地財計画ベースで450人増やす予定である。交付税の算定では道府県分に反映され、基準財政需要額の衛生費の標準団体（人口170万人、保健所数9カ所）における保健師数を現行の24人から2年間で36人に増員する。

地財計画における保健師の増員は財源保障を通じて自治体の新型コロナ対策の体制強化を促す点で有効である。ただし、保健所の厳しい状況は人員不足だけでなく、1990年代半ばの地域保健法の制定を機に全国の保健所が半数程度まで統廃合されたことも無関係ではない。保健師とともに保健所数の充実も合わせて必要である。

(2) 会計年度任用職員制度にともなう追加経費（一般行政経費） — 664億円

2020年度から会計年度任用職員制度が創設され、従来、臨時・非常勤職員では対象外とされてきた期末手当等の支給が可能となった。総務省が公表した「地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果（2020年4月1日現在）」によれば、従来の特別職非常勤職員や臨時・非常勤職員の約9割が同制度に移行しており、そのほとんどが常勤職員の給与表や期末手当の支給を受けている。

総務省では、制度導入にともなう追加経費を地財計画に反映させるべく実態調査を行い、2020年度の地財計画では一般行政経費の単独事業に1,690億円、公営企業繰出金（病院職員などの人件費）に48億円、合計1,738億円を計上した。2021年度は制度の平年度化にともない期末手当の期間率換算が1.7カ月分から2.6カ月分に引き上げら

れることから、引き続き実態調査を行い、一般行政経費で651億円、公営企業繰出金で13億円、合計664億円を計上した。

総務省ではこれにより制度にともなう人件費を反映したのものとして、当面は金額の見直しを行わない方針であるが、制度導入当時の新聞報道では期末手当の支給と引き換えに給与月額を引き下げる事例も報告されており、必ずしも実態が制度のあるべき姿を反映しているとはいえない。また、総務省調査でも制度導入前の報酬の水準に比べて減額となった職種があると回答した自治体が23.8%に上っている。これに関する理由として多くの自治体が給与決定原則を踏まえ適正化したと回答しているが、国は引き続き実態調査を行い運用状況を精査した上で、不足があれば地財計画に反映していくべきである。

(3) 地域デジタル社会推進費の新設（一般行政経費） — 2,000億円

この経費は一般行政経費の別枠で新設される項目である。資料によれば光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、地域のデジタル化を推進するとしている。政府の総合経済対策の柱の一つである経済構造の転換・好循環の実現のデジタル改革を踏まえたもので、地域デジタル社会の推進は、先ほど述べた「自治体DX推進計画」において「自治体DXに合わせて取り組むべきもの」として記載されている。

財源は先ほど紹介した地財対策における公庫債権準備金で、2年間にわたり4,000億円を確保する。また、交付税算定では道府県分、市町村分それぞれの基準財政需要額に同名の項目が新設され、道府県分で800億円程度、市町村分で1,200億円程度を算定する。具体的な算定方法は測定単位を人口とし、段階補正と経常態容補正が用いられる。

段階補正については、既存の基準財政需要額の項目である地域振興費を参考に、デジタル化事業に対応する財政需要を反映させるとしている。

一方、経常態容補正については地域住民と地域企業を対象とする取組をそれぞれ係数化する。地域住民に関する係数については65歳以上人口や障がい者手帳交付台帳登録人口を指標とし、地域企業に関しては人口一人当たりの事業所数に関連する数値を指標とする。地域のデジタル化によって特に便益を受ける対象を指標に採用したものであると思われるが、なかでも障がい者手帳交付台帳登録人口というのは、おそらく初めて採用される指標であり、各自治体の交付税算定がどのような結果になるのか注目され

る。

このほか市町村分の算定では条件不利地域における割増係数も用いられるため、小規模自治体への交付税配分に手厚くなるものとみられる。なお、算定方法の詳細は本稿末の資料を参照されたい。

交付税算定の内容を見る限り、取組の必要性という視点で算定式を構成しており、地方創生関連（地域の元気創造事業費や人口減少等特別対策事業費）のような成果を求めるものではないため、ただちに政策誘導の色彩を帯びることはなさそうである。しかし、わずか2年間の期間に限った一時的な政策経費だとすれば、地財計画の標準的経費として計上することは、財源保障のあり方として疑問である。もし、国として理が非でもデジタル化を推進するというのであれば、地方財政法第16条補助金（奨励的補助金）で行う性格のものであろう。

（4） 5カ年加速化対策による事業延長・拡大（投資的経費）

◆ 「5カ年加速化対策」の直轄・補助事業

同対策の直轄・補助事業の地方負担分については、引き続き防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債または補助予算債（いずれも充当率100% 交付税算入率70%）を充当する。なお、今回、防災重点農業用ため池の防災工事を対象に加えた⁽⁸⁾。

◆ 緊急防災・減災事業費（単独）—— 前年度同額5,000億円

緊急防災・減災事業費は東日本大震災後の全国的な防災減災対策のために、2013年度の地財計画で計上されたのが始まりである。その後数年ごとに延長され、直近では2017年度から2020年度を期間としていた。今回、「5カ年加速化対策」にあわせて2025年度まで事業を延長した上で、対象事業を避難所の新型コロナウイルス感染症対策や社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助に拡大した。

財源は引き続き緊急防災・減災事業債（充当率100% 交付税算入率70%）あるいは補正予算債（充当率100% 交付税算入率50%）を充当する。

◆ 緊急自然災害防止対策事業費（単独）—— 4,000億円

2018年度補正予算から始まった「3カ年緊急対策」にあわせて、単独事業として2019年度から2年間計上された事業であり、今回さらに5年間延長され、新たに流

(8) 5カ年加速化対策の枠内で行わない「防災重点農業用ため池緊急整備事業（補助事業）」については公共事業債等の充当率を20%から45%に引き上げる

域治水対策を加え金額を1,000億円増額して4,000億円とした。

(5) 緊急浚渫推進事業費の対象追加（維持補修費）

緊急浚渫推進事業費は2020年度地財計画で維持補修費に新たに計上されたもので、近年の河川の氾濫等による大規模な浸水被害を踏まえ、従来、起債事業の対象外であった浚渫事業（河川・ダム・砂防・治山など）を対象に含めた。期間は2020年度～2024年度の5年間で、財源は緊急浚渫推進事業債（充当率100%、交付税算入率70%）である。

2021年度の地財計画では、新たに農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設を追加し、全体の事業規模も当初の総額4,900億円から5,300億円（400億円増加）に増額した。2021年度の事業規模は1,100億円となっている。

(6) 地方税制改正関連

抜本的な税制改正はなく、新型コロナの影響による各方面の税負担の軽減対策が中心である。

主なものとしては、固定資産税や都市計画税の評価替えの1年先送り（負担調整措置等による税額が増加する土地に関する据え置き）。環境性能割の臨時的軽減の延長などである。

(7) その他の政策と財政措置

その他の政策に関する財政措置の詳細は本稿末尾の地財対策の資料を参照いただきたい。主なものとしては地域おこし協力隊インターンや地域プロジェクトマネージャーの創設とこれに対する特別交付税算定、上水道事業に統合された旧簡易水道事業の建設改良事業にともなう起債（水道事業債）の元利償還に対する一般会計繰出金の特別交付税算定、臨財債・特別減収対策債・特別減収対策企業債などに対する公的資金の充実、地方公営企業・公会計・公共施設マネジメントなどに関するアドバイザー派遣事業の創設などである。

5. 歳出項目の動向

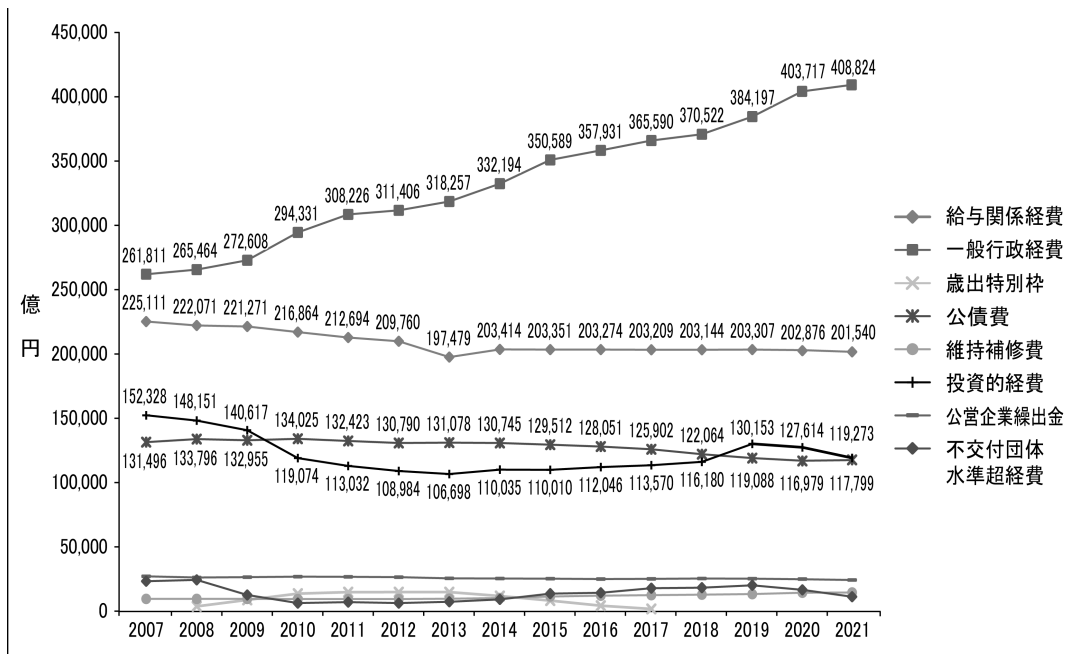
続いて歳出項目の動向について概況と特徴をみていこう。

(1) 概況

図表6は2007年度以降の歳出の推移を項目別に見たものである。

引き続き増加傾向にあるのは一般行政経費で、図表下部にある維持補修費も金額は記していないが公共施設維持補修や緊急浚渫推進事業費の充実により微増が続いている。これに対し給与関係経費はわずかではあるが引き続き減少傾向がみられる。投資的経費は減災・防災、国土強靱化事業の関係でここ数年大きく変動している。公債費は猶予特例債が計上されたため徐々に前年度を上回った。

図表6 地財計画（歳出）の状況



(資料) 各年度の地財計画資料より作成

これらのうち特徴的な項目について詳しくみていこう。

(2) 給与関係経費（20兆1,540億円 ▲0.7%） — 計画人員は増員

退職手当の減少と期末手当の削減などにより、前年度をわずかに下回った。ただし、計画人員については保健師の増員を含む地財計画ベースの人員は昨年に引き続き前年度を上回っている。

図表7は計画人員の職種別の増減を前年度と比較したものである。

今回注目されるのは保健師の増員のほか、小学校の全学級編成を2021年度～2023年度にかけて段階的に35人に引き下げることとなった点である。これにより義務教育諸学校教職員の人員は改善増で3,141人、児童数の減少により▲2,195人を見込むため、946人の純増が盛り込まれた。

このほか一般職員では感染症対応の保健師の増員および「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき一昨年以降充実が図られている児童福祉司等⁽⁹⁾の増員などを含む5,969人の増員。昨年度につづき消防職員の500人の増員などが盛り込まれた。

一般職員数の実態⁽¹⁰⁾はピークとなる1990年代半ばと比較して総務や企画部門が減る一方で、福祉部門や防災部門の担当人数は増加しており、計画人員はこうした状況を踏まえたものと推察される。

図表7 計画人員の増減の状況

(人)

	2020	2021
義務教育諸学校教職員	433	946
公立高等学校・公立大学校等の教職員	▲4,481	▲4,373
一般職員	5,014	5,969
うち保健師		450
うち児童福祉司等	576	920
警察官	159	▲250
警察事務職員	500	
消防職員	1,000	500
合計	2,625	2,792

(資料) 総務省自治財政局資料より作成

(9) 児童福祉司、スーパーバイザー、児童心理司など

(10) 総務省「地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」2019年12月10日の会議資料参照

(3) 一般行政経費（40兆8,824億円 1.3%） — 追加経費のみの増額

主に補助事業分が社会保障関係費などの増加にともない22兆9,416億円（1.3%）と伸びており、そのほかでは単独事業分が14兆8,296億円（0.5%）、別枠の地域デジタル社会推進費の2,000億円（皆増）も増加要因となっている。このうち単独事業分には会計年度任用職員制度の追加経費651億円が計上されているほか、金額は不明だが幼保無償化および高等教育無償化に関する事務経費が計上されている。単独事業分の増分が約790億円であることから、ほぼこれら2つの追加経費の増加によるものとみられる。

なお、単独事業の別枠であるまち・ひと・しごと創生事業費と地域社会再生事業費は前年度同額となっている。

(4) 投資的経費（11兆9,273億円 ▲6.5%）

すでに述べたように「5カ年加速化対策」を受けて、単独事業で緊急自然災害防止対策事業費が1,000億円上積みされたが、一方で直轄・補助事業については初年度分を2020年度補正に計上したことや「3カ年緊急対策」が終了したことと重なって、2021年度が5兆7,136億円（▲14.1%）と大幅に減少した。

(5) 公債費（11兆7,799億円 0.7% 実質▲1.1%）

公債費は8年ぶりに前年度を上回ったが、これは2020年度に新型コロナ感染拡大にともなう地方税の徴収猶予の減収補てんで起債した「猶予特例債」の元利償還金が計上されているため、これを除くと実質的には前年度を▲1.1%下回っている。

(6) 維持補修費（1兆4,694億円 1.6%）

緊急浚渫推進事業費の対象経費の追加により10年連続で前年度を上回っている。

(7) 公営企業繰出金（2兆4,430億円 ▲2.1%）

地方公営企業への一般会計からの繰出金は3年連続で前年度を下回っている。なお、会計年度任用職員制度の平年度化にともなう追加経費13億円が計上されている。

6. 歳入項目の動向

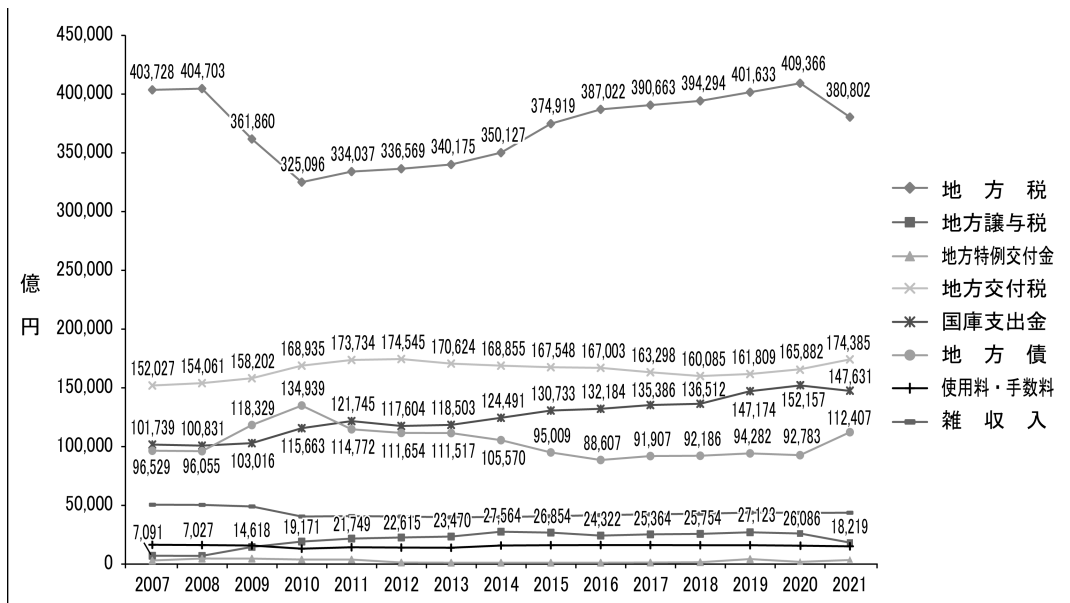
次に歳入項目の動向について概況と特徴をみていこう。

(1) 概況

図表8は2007年度以降の歳入の推移を項目別に見たものである。

地方税はリーマンショック以降、地方消費税とあいまって増加傾向にあったが、2021年度は11年ぶりに前年度を下回る見通しとなった。これは新型コロナウイルス感染拡大の影響⁽¹¹⁾に加え、2019年10月の法人住民税法人税割（道府県税・市町村税）の交付税原資化にともなう税率引き下げの影響が平年度化したことによるとみられる。このほか、交付税は地財対策が寄与して3年連続の増加、国庫支出金は「5カ年加速化対策」

図表8 地方財政計画（歳入）の推移



(資料) 前掲「地財計画」より作成

(注) 地方税、地方譲与税は2020年度徴収猶予の特例分除く

(11) 景気悪化および2020年度の徴収猶予特例

の補正予算における前倒しで9年ぶりの減少、地方債は臨財債の発行が増加したことにより前年度を大幅に上回った。

(2) 地方税 (38兆2,704億円 ▲6.5% 徴収猶予特例分含む)

図表9は通常収支分と東日本大震災分をあわせた税目別の税収見通しである。

株式等譲渡所得割など一部を除いて軒並み前年度を下回っており、税収の大宗を占める個人住民税、法人二税、固定資産税の減少幅が大きい。地方消費税は輸入取引分

図表9 2021年度の地方税見込額 (通常収支・東日本大震災分合計)

		(億円)			
		2020	2021	差 引	伸び率
道府 県 税	道府県民税個人分	45,092	43,178	▲1,914	▲4.2%
	道府県民税法人分	4,711	2,502	▲2,209	▲46.9%
	利子割	416	316	▲100	▲24.0%
	配当割	1,636	1,566	▲70	▲4.3%
	株式等譲渡所得割	913	1,673	760	83.2%
	事業税	43,406	34,255	▲9,151	▲21.1%
	地方消費税	58,210	57,496	▲714	▲1.2%
	不動産取得税	4,257	3,791	▲466	▲10.9%
	道府県たばこ税	1,435	1,424	▲11	▲0.8%
	自動車税	16,508	16,066	▲442	▲2.7%
	うち環境性能割	1,214	932	▲282	▲23.2%
	うち種別割	15,294	15,134	▲160	▲1.0%
	軽油引取税	9,641	9,300	▲341	▲3.5%
	その他	497	486	▲11	▲2.2%
道府県税計		186,670	171,980	▲14,690	▲7.9%
市 町 村 税	市町村民税個人分	83,350	79,841	▲3,509	▲4.2%
	市町村民税法人分	16,757	10,749	▲6,008	▲35.9%
	固定資産税	93,560	91,506	▲2,054	▲2.2%
	軽自動車税	2,873	2,891	18	0.6%
	うち環境性能割	118	93	▲25	▲21.2%
	うち種別割	2,755	2,798	43	1.6%
	市町村たばこ税	8,786	8,721	▲65	▲0.7%
	事業所税	3,884	3,899	15	0.4%
	都市計画税	13,431	13,228	▲203	▲1.5%
	その他	247	157	▲90	▲36.4%
市町村税計		222,696	211,108	▲11,972	▲5.4%
地 方 税 計		409,366	382,704	▲26,662	▲6.5%

(資料) 総務省「令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」より作成

(注1) 合計額は東日本大震災による減免等控除後の金額であり、税目の合計と異なる

(注2) 合計額は徴収猶予特例分を含むため、図表8の金額と異なる

の貨物割が激減する一方で国内取引分の譲渡割が増加したことで小幅な減少にとどまった。

道府県税の減少率は▲7.9%、市町村税は▲5.4%と法人関係税の少ない市町村税の減少率のほうが小幅になっている。

なお、地財対策の資料で地方税や地方譲与税の欄などに「徴収猶予特例分除き」と書かれているのは、新型コロナの影響による事業者等の大幅な減収を鑑みて、2020年度の税制改正等による国税、地方税の徴収猶予措置で2021年度の影響分を併記したものである。

(3) 地方譲与税（1兆8,462億円 ▲29.2% 徴収猶予特例分含む）

図表10は地方譲与税の税目別の見込み額である。

地方譲与税全体の減少は、ほぼ特別法人事業譲与税の減少によるもので新型コロナ感染拡大の影響を見込んでいるが、それ以外に2020年度と同譲与税が旧地方法人特別譲与税の期間ずれ分を含んで一時的に増加⁽¹²⁾、2021年度はこれが平年度化したことにより、減少幅を大きくしたことも要因である。

図表10 地方譲与税の状況

	(億円)		
	2020	2021	差 引
地方揮発油譲与税	2,389	2,292	▲97
石油ガス譲与税	63	45	▲18
自動車重量譲与税	2,845	2,806	▲39
航空機燃料譲与税	154	178	24
特別とん譲与税	126	114	▲12
森林環境譲与税	400	400	0
特別法人事業譲与税	20,109	12,627	▲7,482
合 計	26,086	18,462	▲7,624

(資料) 同上

(注) 合計額は徴収猶予特例分を含むため、図表8の金額と異なる

(12) 両者は事業税の一部を国税化して再配分する制度であるが、旧地方法人特別譲与税のほうが、国税化の割合が大きかった

(4) 地方特例交付金等 (3,577億円 78.2%)

前年度に比べて、先ほど述べた新型コロナの影響を踏まえた中小事業者等への固定資産税の軽減措置の減収補てんが追加されたことで伸びている。内訳は以下の通りである。

- ・ 住宅ローン減税にともなう個人住民税減収補てん特例交付金1,813億円
- ・ 環境性能割の臨時軽減にともなう自動車税減収補てん特例交付金298億円
- ・ 同軽自動車税減収補てん特例交付金53億円
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金1,413億円

(5) 地方交付税 (17兆4,385億円 5.1%)

交付税に関する新たな経費の算定についてはすでに述べているので、ここでは算定全体の特徴などについて指摘しておこう。

◆ 基準財政需要額・基準財政収入額の見通し

基準財政需要額の伸び率の見通しは、個別算定経費（基準財政需要額のうち、地域デジタル社会推進費、地域社会再生事業費、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、公債費および事業費補正を除く）で道府県分が2.5%程度、市町村分が2.0%程度。包括算定経費で道府県分が4.0%程度、市町村分が4.0%程度となっている。

2021年度は測定単位のうち国調人口や農林業センサス関連の農家数・水産業者数の数値の置き換えが行われる。特に測定単位を人口（高齢者人口等を含む）とする項目が基準財政需要額に占める割合は高いため、各自治体の算定結果への影響が注目される。

一方、基準財政収入額の算定では「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金」および2020年度の徴収猶予特例分を算定から除外することとなっている。

また、基準財政収入額の算定対象のうち人口を配分基準に用いる特別法人事業譲与税、森林環境譲与税、地方消費税交付金については、2021年度が国調人口の改定年度となるため、激変緩和措置として交付見込額を総務大臣の定める額とする。

◆ 2020年度の減収補てん債について

2020年度の内容であるが、新型コロナ感染拡大関連の財源対策として重要なので本節で取り上げておこう。

減収補てん債は、当該自治体の特定税目の実績が基準財政収入額を下回った場合に、そのかい離分を補てんする地方債である。基準財政収入額の算定は前年度の課税実績などをもとに地財計画の地方税見通しにもとづく伸び率を乗じて算定するため、特に変動が大きい法人関係税などでこの制度が適用される。減収補てん債は本来算定されるべき税収の代替財源であるため、その元利償還金の75%は後年度の交付税算定に算入される。

2020年度は地財計画の段階で新型コロナの影響が想定されていないため、基準財政収入額の対象となるほとんどの税目で大きなかい離が生じたため、1年限りで減収補てん債の対象を拡大した。

図表11は今回の減収補てん債の対象税目を整理したものである。通常は法人住民税法人税割や事業税（交付金）など比較的税収の変動が大きい項目が中心だが、2020年度は安定税目である地方消費税（交付金）などに対象を広げた。

起債の時期は収入実績が判明する年度末となるが、いずれにしても各自治体の一般財源を支える追加的な財源として有効な対策である。

図表11 新型コロナ感染拡大にともなう2020年度の減収補てん債の対象拡大

	道府県分	市町村分	備考
減収補てん債	法人税割、事業税、利子割、 <u>特別法人事業譲与税、地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、たばこ税、市町村たばこ税</u> 都道府県交付金、 <u>ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税</u>	法人税割、利子割交付金、 <u>法人事業税交付金、地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税</u>	交付税算入率75%

(資料) 地方財政法、地方交付税法、地方税法改正資料より作成

(注) 減収補てん債の対象税目のうち下線部は2020年度に限り拡大したもの

(6) 地方債 (11兆2,407億円 21.2%)

◆ 臨財債発行増が主要要因

臨財債の発行増が全体を押し上げており、すでに地財対策でみたように、財源不足拡大による新規発行が3年ぶりに再開したほか、既発債の元利償還に対する発行も増加している。

また、投資的経費関連の起債についても「5カ年加速化対策」により緊急防災・

減災事業債の延長や緊急自然災害防止対策事業債の対象事業拡大にともなう増額、緊急浚渫推進事業債の増額などが引き続き盛り込まれている。

◆ **新型コロナの影響にともなう2020年度～2021年度分の地方税等の減収補てん対策**

新型コロナ感染拡大にともなう地方税等の減収に対し、2020年度から2021年度にかけてさまざまな特例地方債が創設された。2020年度のみのもも含めてみておこう。

図表12は新型コロナ感染拡大の影響にともなう財源対策の地方債の創設状況である。

・ 猶予特例債

「猶予特例債」は2020年の税制改正⁽¹³⁾による徴収猶予制度の減収に対する財源補てんである。徴収猶予制度は事業者収入の減少率などの条件を満たす事業者の税の徴収を1年間猶予するもので、2020年度分は個人住民税、法人二税、固定資産税などほとんどの税目が対象となっている。徴収猶予の結果生じる一時的な減収について、当座の財源確保として起債するため、元利償還に対する交付税による財源補てんはない。なお、大阪府の資料によれば2021年度分は地方消費税（交付金）と特別法人事業譲与税のみと書かれているが、これはいずれも国から地方に払い込まれる関係で、減収の影響が翌年度に及ぶためとみられる。

・ 特別減収対策債

「特別減収対策債」は新型コロナ感染拡大の影響による経済悪化にともなう減収や減免を補てんするもので、対象は交付税における減収補てん債の対象とならない税目（入湯税等）や使用料・手数料で、相当額を公共事業等の起債充当率に上乘せする建設地方債として発行する。

・ 特別減収対策企業債

感染拡大にともなう交通や病院などの利用減少で公営企業の資金不足（赤字）が発生や拡大した場合に、その不足額の資金手当として発行できる企業債である。起債の償還利子の2分の1を一般会計から繰り出すことができ、その80%が特別交付税で補てんする仕組みとなっている。

(13) 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）および新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）

図表12 新型コロナウイルス感染拡大の影響による減収・軽減措置・徴収猶予特例に対する財政措置

		道府県分	市町村分	備考
2020年度	猶予特例債	地方税法に基づく徴収猶予にともなう一時的な減収（全税目）		交付税措置なし
2021年度		地方消費税（交付金）、特別法人事業譲与税のみ		
2020年度～ 2021年度	特別減収対策債（建設地方債扱い）	その他の税目（個人住民税等）、使用料・手数料等		交付税措置なし
2020年度～ 2021年度	特別減収対策企業債	公営企業の資金不足額（赤字額）		償還利子1/2を一般会計から繰り出し、そのうちの8割特交措置

（資料） 地方財政法、地方交付税法、地方税法改正資料、大阪府総務部市町村課財政グループ資料より作成

むすび

2021年度の地財計画は、新型コロナウイルスの影響で大幅な財源不足が見込まれるなか、あらゆる地財対策を動員し、交付団体ベースで前年度を上回る一般財源総額を確保した。秋の予算編成方針の段階で多くの自治体が厳しい見通しを立てるなかで、この総額確保は新年度予算における安定的な財源に目途をつけたといえる。地方六団体も12月21日の共同声明において一般財源総額の確保と臨財債の新規発行の抑制について地方の要望に応えたとして高く評価している。

ただし、地財対策の内容をみると各種の負担繰延べ策を積み上げており、後年度の一般財源確保の余地を考えると、そうそう多用できる対策とはいえないだろう。2021年度以降、新型コロナウイルス感染拡大が収束して内外の社会経済活動が元に戻るのであれば、こうした弥縫策も許容されるのかもしれないが、中長期化するのであれば、総務省の概算要求で毎年度の事項要求にとどまっている「法定率の変更」を本格的に議論せざるを得ないのではないだろうか⁽¹⁴⁾。

一方、財源保障枠となる歳出については、地財規模の拡大が厳しい中で政府の総合経済対策の3本柱（新型コロナウイルス感染症対策、国土強靱化、デジタル改革などのポストコロナの

(14) 無論、国・地方のプライマリーバランスの状況を考えると単純な引き上げ論は非現実的であり、国民負担を含め社会経済全体のあり方を議論する必要がある

成長戦略)が反映されるかたちとなった。とりわけデジタル改革を踏まえた地域デジタル社会推進費の2,000億円の計上は一般財源総額の増加に寄与した。これらの経費拡充についても地方六団体の声明では地方の要望に応えたとして評価が高い。

総合経済対策のタイトルは「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」と銘打たれている。しかし、新型コロナ対策以外の2つの柱は、「5カ年加速化対策」にもとづく金額ありきの公共事業と菅内閣肝いりのデジタル社会の構築という成長路線を基調にしたもので、新型コロナ感染拡大から得た教訓が全く生かされていない印象を受ける。

今回の感染症拡大にともなう生活困窮者の急増は、経済成長ありきの日本の生活保障政策の弱点が露呈した結果である。井手英策が日本の福祉国家の特徴を「勤労国家」と呼ぶように、日本の生活保障は働き、自らの貯蓄で将来のリスクに備えるいわば自助型の生活保障を前提としており、政府はそのために経済成長を優先させ、そこからこぼれ落ちた人々を例外的に救済する仕組みとなっている。したがって、今回の感染症のように経済が回らなくなると、もともとの生活保障のセーフティーネットが弱いため、にわか作りの特別定額給付金や持続化給付金などでその場を凌いだり、感染症が収まらないうちに「G o T o キャンペーン」のような経済対策に打って出たりして、さらに感染拡大を招く悪循環を招くのである。

そうしたなかで、菅総理は1月27日の国会答弁で生活困窮者対策を問われて「最終的に生活保護という仕組みがある」と述べたそうだが、生活保護はスティグマ(恥辱)の強い選別主義的生活保障であり、その利用は極めてハードルが高い。総理の発言は日常的に誰もが利用できる生活保障がいかに脆弱であるかという認識を欠いたものである⁽¹⁵⁾。

こうした状況を踏まえて、改めて2021年度の地財計画を見つめ直すと、自治体の実情を無視した質より量の公共事業や前のめりのデジタル改革を推進することよりも、まず、人々が社会経済活動にいつでも安心して復帰したり、接近したりできるよう、居住、教育、保健福祉、公共交通などさまざまな生活保障の経費を充実させることが必要である⁽¹⁶⁾。

地方六団体は今回の地財計画を全面的に評価しているが、一方で昨年6月の全国知事会

(15) 最近、厚労省はホームページで「生活保護の申請は国民の権利です」として飲食店などの自営業者に一時的な利用を呼びかけているが、ホームページ以外にマスコミなどを通じて積極的に発信している様子はない

(16) 地財計画の経費問題については別途研究を要するが、たとえば新型コロナ感染拡大の影響で増加する生活困窮者の支援強化のための正規・非正規公務員の人員増や処遇改善(非正規の正規化を含む)。失業や収入減により住居を失う人々が増加するなかで、ホームレス化を防ぐための公的住宅などの住まいの確保などが考えられる

の提言⁽¹⁷⁾では、社会保障関係費が増えているにもかかわらず、地財計画の一般行政経費の単独事業が横ばいであるという問題点を指摘した上で次のように述べている。「一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせることで行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まるなかで、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、その総額を確保・充実すべきである」

新型コロナの問題に触れているわけではないが、社会保障の充実のために一般行政経費の単独事業の拡充を求めている点は、地財計画において充実すべき経費の優先度を示唆しているといえるのではないだろうか。

地財計画に計上する経費が、デジタル関連であれ、社会保障関連であれ、一般財源総額が確保されれば結果は同じだという意見があるかもしれない。しかし、地財計画は地方全体の標準的行政水準の姿を具体化するとともに、毎年度の財政運営の指針としての役割をもっており、経費の内容やその動向は中長期的に見れば、福祉国家としての日本の姿に大きな影響を与えるだろう。

2021年半ばには政府の「経済財政運営と改革の基本方針2021」が閣議決定される。そのなかで地方財政をめぐる一般財源総額の中期的な方針の明記の有無やその内容が焦点の一つとなる。その際、一般財源総額確保はもとより、コロナ禍あるいはポストコロナの社会において、地方の実情にあった政策展開をできるような地財計画のあり方についても、地方側から積極的な提言がなされることを期待したい。

（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

キーワード：地方財政計画／地域デジタル社会推進費／緊急自然災害防止対策事業費／猶予特例分／感染症対応の保健師増員／緊急浚渫推進事業費

(17) 全国知事会 地方税財政常任委員会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（2020年6月4日）

【参考文献】

井手英策、古市将人、宮崎雅人共著『分断社会を終わらせる～「だれもが受益者」という財政戦略』筑摩選書、2016年

佐藤滋・古市将人『租税抵抗の財政学』岩波書店、2014年

自治労「人口減少時代の自治体財政構想プロジェクト報告書」自治労総合政治政策局、2017年12月

岡田幹治「コロナ禍による困窮者急増があらわにした「公助」が脆弱な日本の実態」論座、2021年1月10日

2021年度地財計画関連資料

<資料 1 >

出所：<資料 1 >以下は総務省ホームページより

令和3年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
令和3年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分**(1) 一般財源総額の確保**

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を0.2兆円上回る62.0兆円を確保
- ・ 国の加算など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税総額について前年度を0.9兆円上回る17.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の増加額を可能な限り抑制

一般財源総額 63.1兆円(前年度比▲0.3兆円、前年度 63.4兆円)

一般財源総額(水準超経費除き) 62.0兆円(同+0.2兆円、同 61.8兆円)

・ 地方税・地方譲与税	39.9兆円(前年度比 ▲3.6兆円、前年度 43.5兆円)
・ 地方特例交付金等	0.4兆円(同 +0.2兆円、 同 0.2兆円)
・ 地方交付税	17.4兆円(同 +0.9兆円、 同 16.6兆円)
・ 臨時財政対策債	5.5兆円(同 +2.3兆円、 同 3.1兆円)

※1 一般財源総額、地方税・地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている

※2 端数処理のため合計が一致しない場合がある

(参考:概算要求時点)

地方交付税:16.2兆円(対前年度▲0.4兆円) 臨時財政対策債:6.8兆円(対前年度+3.7兆円)

(2) 「地域デジタル社会推進費」の創設

- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費」0.2兆円を計上(令和3・4年度)

(3) 防災・減災、国土強靱化の推進

- ・ 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充し、事業費を0.1兆円増額(②0.3兆円→③0.4兆円)した上で、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、事業期間を5年間延長
- ・ 緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、緊急自然災害防止対策事業費と同様に、事業期間を5年間延長
- ・ 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化のため、緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加するなど地方財政措置を拡充

2. 東日本大震災分**○ 震災復興特別交付税の確保**

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.2兆円)を確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分		(単位:兆円、%)			
区 分		3年度 A	2年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地 方 税	38.3	40.9	▲ 2.7	▲ 6.5
	(猶 予 特 例 分 除 き)	38.1	40.9	▲ 2.9	▲ 7.0
	地 方 譲 与 税	1.8	2.6	▲ 0.8	▲ 29.2
	(猶 予 特 例 分 除 き)	1.8	2.6	▲ 0.8	▲ 30.2
	地 方 特 例 交 付 金 等	0.4	0.2	0.2	78.2
	地 方 交 付 税	17.4	16.6	0.9	5.1
	国 庫 支 出 金	14.8	15.2	▲ 0.5	▲ 3.0
	地 方 債	11.2	9.3	2.0	21.2
	臨 時 財 政 対 策 債	5.5	3.1	2.3	74.5
	臨 時 財 政 対 策 債 以 外	5.8	6.1	▲ 0.4	▲ 6.1
	使 用 料 及 び 手 数 料	1.5	1.6	▲ 0.0	▲ 1.7
	雑 収 入	4.4	4.4	▲ 0.0	▲ 0.1
	そ の 他	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 17.6
	計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0
歳 出	一 般 財 源	63.4	63.4	▲ 0.1	▲ 0.1
	(猶 予 特 例 分 除 き)	63.1	63.4	▲ 0.3	▲ 0.5
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	62.2	61.8	0.5	0.7
	(猶 予 特 例 分 除 き)	62.0	61.8	0.2	0.4
	給 与 関 係 経 費	20.2	20.3	▲ 0.1	▲ 0.7
	一 般 行 政 経 費	40.9	40.4	0.5	1.3
	う ち 補 助	22.9	22.7	0.2	1.0
	う ち 単 独	14.8	14.8	0.1	0.5
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち地域デジタル社会推進費	0.2	-	0.2	皆増
	公 債 費	11.8	11.7	0.1	0.7
	(猶 予 特 例 債 除 き)	11.6	11.7	▲ 0.1	▲ 1.1
	維 持 補 修 費	1.5	1.4	0.0	1.6
うち緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	22.2	
投 資 的 経 費	11.9	12.8	▲ 0.8	▲ 6.5	
直 轄 ・ 補 助	5.7	6.6	▲ 0.9	▲ 14.1	
単 独	6.2	6.1	0.1	1.6	
うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0	
うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0	
うち緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.3	0.1	33.3	
公 営 企 業 繰 出 金	2.4	2.5	▲ 0.1	▲ 2.1	
水 準 超 経 費	1.2	1.7	▲ 0.5	▲ 31.5	
計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

令和3年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
令和3年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 令和3年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	89兆8,060億円	(②90兆7,397億円、▲ 9,337億円、▲ 1.0%)
② 地方一般歳出	75兆4,043億円	(②75兆8,480億円、▲ 4,437億円、▲ 0.6%)
③ 一般財源総額 ・水準超経費を除く	63兆1,432億円	(②63兆4,318億円、▲ 2,886億円、▲ 0.5%)
交付団体ベース	61兆9,932億円	(②61兆7,518億円、+ 2,414億円、+ 0.4%)
④ 地方交付税の総額	17兆4,385億円	(②16兆5,882億円、+ 8,503億円、+ 5.1%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	39兆9,021億円	(②43兆5,452億円、▲3兆6,431億円、▲ 8.4%)
⑥ 地方特例交付金等	3,577億円	(② 2,007億円、+ 1,570億円、+ 78.2%)
⑦ 臨時財政対策債	5兆4,796億円	(② 3兆1,398億円、+2兆3,399億円、+ 74.5%)
⑧ 財源不足額	10兆1,222億円	(② 4兆5,285億円、+5兆5,938億円、+ 123.5%)

※一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	1,326億円	(② 3,742億円、▲ 2,416億円、▲ 64.6%)
② 規模	3,328億円	(② 8,984億円、▲ 5,656億円、▲ 63.0%)
(2) 全国防災事業		
規模	1,090億円	(② 1,092億円、▲ 2億円、▲ 0.2%)

II 通常収支分

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、実質令和2年度を0.2兆円上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源総額 63兆1,432億円（前年度比 ▲2,886億円、▲0.5%）

一般財源（交付団体ベース）の総額 61兆9,932億円（同 +2,414億円、+0.4%）

※1 一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。

※2 一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 64.4%(②66.4%)

・ 地方税	38兆 802億円（前年度比▲2兆8,564億円、▲7.0%）
・ 地方譲与税	1兆8,219億円（同 ▲7,867億円、▲30.2%）
・ 地方交付税	17兆4,385億円（同 +8,503億円、+5.1%）
・ 地方特例交付金等	3,577億円（同 +1,570億円、+78.2%）
・ 臨時財政対策債	5兆4,796億円（同 +2兆3,399億円、+74.5%）

地方債 11兆2,407億円（前年度比 +1兆9,625億円、+21.2%）

・ 臨時財政対策債	5兆4,796億円（前年度比 +2兆3,399億円、+74.5%）
・ 臨時財政対策債以外	5兆7,611億円（同 ▲3,774億円、▲6.1%）
➢ 通常債	4兆9,911億円（同 ▲3,774億円、▲7.0%）
➢ 財源対策債	7,700億円（同 0億円、0.0%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 17兆4,385億円（前年度比 +8,503億円、+5.1%）

【一般会計】 15兆5,912億円（a）

① 地方交付税の法定率分等 13兆3,997億円

・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	13兆7,002億円
・ 国税減額補正精算分（⑳、㉑、㉒、㉓）	▲ 3,004億円
② 一般会計における加算措置	2兆1,915億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分）	2,246億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填（覚書加算の前倒し）	2,500億円
・ 臨時財政対策特例加算	1兆7,169億円
【特別会計】	1兆8,473億円（b）
① 地方法人税の法定率分	1兆3,232億円
② 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 760億円
③ 交付税特別会計剰余金の活用	1,500億円
④ 令和2年度繰越分	2,500億円
令和2年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金 償還予定額を令和3年度へ繰越し	
⑤ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
⑥ 返還金	1億円
【地方交付税】（a）＋（b）	17兆4,385億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝
地方交付税	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4

3 臨時財政対策債の増加額の抑制

臨時財政対策債	5兆4,796億円（前年度比 +2兆3,399億円、+74.5%）
---------	-----------------------------------

<参考> 概算要求時点 6兆7,966億円（前年度比 +3兆6,568億円、+116.5%）

（参考）臨時財政対策債の推移（兆円）

	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝
臨時財政対策債	7.7	6.2	6.1	6.2	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5

4 財源不足の補填

令和3年度における財源不足額 10兆1,222億円（前年度比+5兆5,938億円、+123.5%）
うち折半対象財源不足額 3兆4,338億円（前年度比+3兆4,338億円、皆増）

○ 令和2年度から令和4年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、以下のとおり財源不足額を補填

【折半対象以外の財源不足額】	6兆6,884億円
① 財源対策債の発行	7,700億円
② 地方交付税の増額による補填	1兆5,557億円
・ 令和元年度国税決算精算繰延べ	4,811億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分）	2,246億円
・ 一般会計における加算措置（覚書加算の前倒し）	2,500億円
・ 令和2年度繰越分	2,500億円
令和2年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金償還予定額を令和3年度へ繰越し	
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,500億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
③ 交付税特別会計償還繰延べ	6,000億円
④ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	3兆7,627億円
【折半対象財源不足額】	3兆4,338億円
① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	1兆7,169億円
② 臨時財政対策債の発行	1兆7,169億円

<令和元年度国税決算精算繰延べ>

令和元年度の国税決算が減になったことに伴う精算額4,811億円については、令和3年度の地方交付税総額を確保する観点から、全額を令和9年度から令和18年度に繰延べ

5 地域デジタル社会推進費の創設

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費」2,000億円を計上（令和3・4年度）

・ 地域デジタル社会推進費	2,000億円
---------------	---------

6 保健所の恒常的な人員体制強化

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制を強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師が現行の1.5倍となるよう、2年間で約900名（現行：約1,800名⇒令和4年度：約2,700名）増員する

7 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方団体が、少子化や人口減少などの課題に対応し、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和3年度においても、引き続き1兆円を確保

8 地域社会再生事業費

地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和3年度においても、引き続き4,200億円を計上

9 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※下記金額は、国・地方所要額の合計

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ・ 社会保障の充実分の事業費 | 2兆7,078億円（②2兆7,111億円） |
| ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 | 6,298億円（②6,045億円） |
| ・ 人づくり革命に係る事業費 | 1兆5,791億円（②1兆5,857億円） |

10 緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災・減災事業費の事業期間の延長等

近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組むことができるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」及び「緊急防災・減災事業費」について、対象事業を拡充（「緊急自然災害防止対策事業費」は事業費を1,000億円増額）した上で、事業期間を5年間延長

11 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進を図るため、国直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
※ 対策の初年度（令和3年度）については、令和2年度第3次補正予算により措置

12 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

防災重点農業用ため池の防災対策の強化のため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を「緊急浚渫推進事業費」の対象施設に追加

13 地方回帰支援の推進

地方回帰への太い人の流れを創出するための施策を推進できるよう、地域おこし協力隊の取組強化や地域プロジェクトマネージャー、地域の魅力・価値向上に向けた人材活用に必要な経費に対して、地域要件を緩和した上で、地方財政措置を講ずる

14 条件不利地域に対する地方財政措置の拡充

旧簡易水道事業（統合後の上水道事業）の建設改良に係る経費について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ、地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域における光ファイバ等の整備を引き続き推進するため、過疎対策事業債の「光ファイバ等整備特別分」を継続

15 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う影響への対応

会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、一般行政経費（単独）等を増額

- ・ 一般行政経費（単独） 651億円
- ・ 公営企業繰出金 13億円

16 地方団体の資金繰りへの対応

令和3年度の資金繰り対策に万全を期すため、臨時財政対策債に対する公的資金の引受けを1.1兆円増額するとともに、減収等に対応する特別減収対策債や特別減収対策企業債の延長の措置を講ずる

17 地方団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

地方団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税	1,326億円 (前年度比 ▲2,416億円、▲64.6%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	537億円
② 地方単独事業分	338億円
・単独災害復旧事業	87億円
・中長期職員派遣、職員採用等	251億円
③ 地方税等の減収分	452億円
・地方税法等に基づく特例措置分	423億円
・条例減免分	29億円

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和3年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆5,417億円

地域デジタル社会推進費の創設

- 光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」を計上

【事業期間】 令和3・4年度

【事業費】 各年度2,000億円

※ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

地方交付税措置

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」を臨時費目として創設し、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

令和3年度及び令和4年度 各年度2,000億円程度
 （うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

保健所の恒常的な人員体制強化

- 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化（現行の1.5倍に増員）するために必要な地方財政措置を講ずる

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を2年間で約900名増員（現行の1.5倍に増員）

保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(現行) 約 1,800 名(全国数) → (R3年度) 約 2,250 名 → (R4年度) 約 2,700 名

普通交付税措置: 標準団体(人口170万人、保健所数9カ所)の措置人数を
現行24名から2年間で36名に増員(1.5倍)

※ 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抄)

5. 保健所体制の整備

都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク(リスト化、定期的な研修実施等)の創設、保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置を検討する。

(参考)保健所体制に関する自治体調査(令和2年9月総務省・厚生労働省)

- 保健所において感染症対応業務に従事する保健師の全国数
→ 1,786名(平成31年4月1日時点)

<今後の意向>

- 感染症対応業務に係る体制強化
→ 全自治体の76%が「予定あり」又は「検討中」
- 体制強化のスケジュール
→ 単年度で実施予定:42%、複数年度で段階的に実施予定:47%
- 特に強化が必要な内容
→ 全自治体の76%が「保健師の増員」と回答

緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

4,000億円（令和2年度：3,000億円）
（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

【地方財政措置】

充当率100%、交付税措置率70%

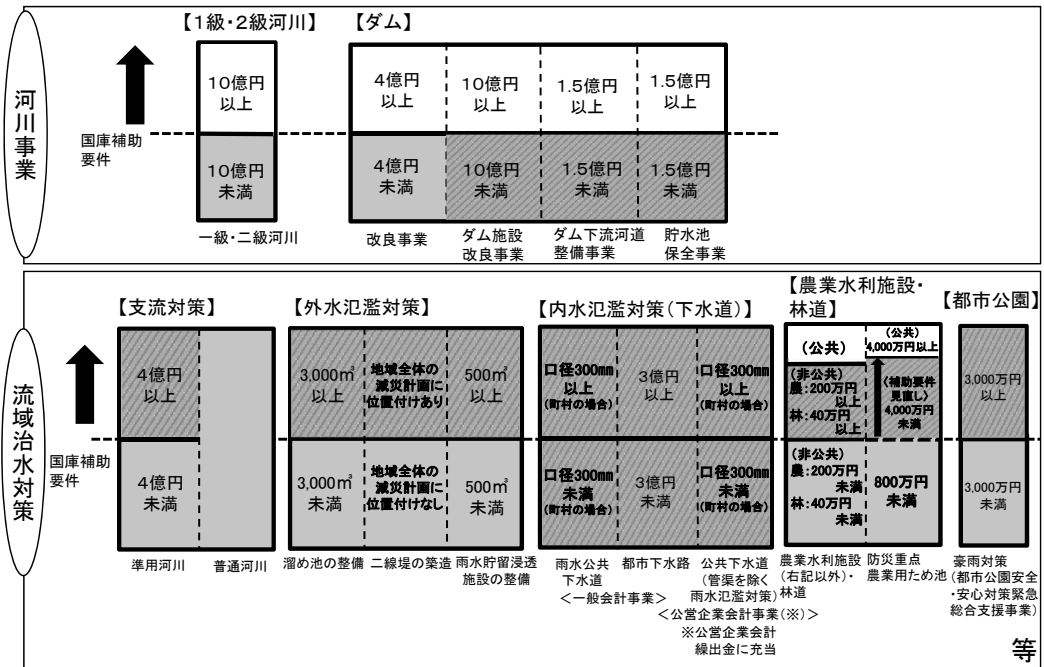
【対象事業】

1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

主な拡充内容

■ 現行の対象事業

■ 対象拡充部分



2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

※現行の対象施設：道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、河川、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾・漁港防災 等

緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担については、これまでと同様、国土強靱化債又は補正予算債により措置

1. 緊急防災・減災事業費の拡充・延長

＜避難所における3密対策＞

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

5,000億円

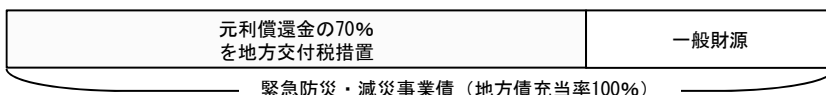
【対象事業の拡充】

- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
(換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等)
- ② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助
(避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等に対する補助)



【地方財政措置】

緊急防災・減災事業債 (充当率100%、交付税措置率70%)

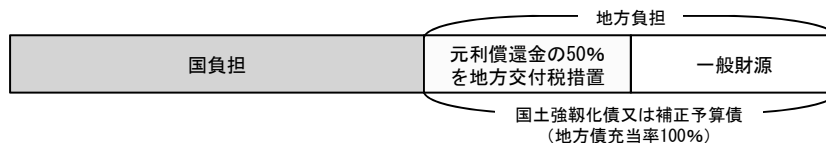


2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担

【地方財政措置】

当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (充当率100%、交付税措置率50%)

補正予算分：補正予算債 (充当率100%、交付税措置率50%)



防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

- 令和2年7月豪雨をはじめ、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生していることから、これらの防災工事の推進及び適切な維持管理が必要
- このため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加

1. 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

(1) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ・ 上記対策に位置付けられない「防災重点農業用ため池緊急整備事業」（新設）について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債により措置（充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）
- ・ 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充

<ため池の防災工事(イメージ)>



(2) 防災重点農業用ため池等の浚渫の推進

【対象事業の拡充】

令和3年度から令和6年度までの4年間、緊急浚渫推進事業費の対象施設に、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加（地方財政法を改正）

※ 地方団体が策定する個別計画に、人家や農地への危険度や堆積土砂率を踏まえ、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた施設に係る浚渫

<ため池の浚渫工事(イメージ)>

【事業費】

100億円（令和3年度）

※ 令和3～6年度の事業費（見込み）：400億円

（参 考）緊急浚渫推進事業債

<対 象 事 業> 河川・ダム・砂防・治山・農業用ため池等

<地方財政措置> 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

<事 業 期 間> 令和6年度まで

<事 業 費 > 1,100億円



2. 利水ダム等の事前放流の推進

利水ダム等の事前放流に伴い、一級水系の指定区間及び二級水系を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.8、財政力補正なし）を講ずる

地方回帰支援の推進

1. 地域おこし協力隊の取組強化

- 令和6年度に地域おこし協力隊の隊員数を8,000人とする目標に向け、「地域おこし協力隊インターン」の創設等に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 地域おこし協力隊インターンの創設

- ① 対象団体
3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域等
- ② 地方財政措置（特別交付税措置）
 - ・ インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体当たり100万円上限
 - ・ 協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日当たり1.2万円上限※ インターンの期間は2週間～3ヶ月

(2) 地域おこし協力隊の任期後の定住支援の創設

- ① 対象事業
任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費
- ② 地方財政措置（特別交付税措置）
措置率：0.5（財政力補正なし）

(3) 地域おこし協力隊の地域要件緩和

- ・ 海外在住者が、国内の都市圏に住民票を移さずに、直接地域おこし協力隊に着任出来るよう要件を緩和

2. 地域プロジェクトマネージャーの創設

- 地域・行政・民間の橋渡しをしながら、地域の重要プロジェクトを推進することができる人材の確保に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象団体

3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域等

(2) 地方財政措置（特別交付税措置）

地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費：1人当たり650万円上限

3. 地域の魅力・価値向上に向けた人材活用

- 地域の魅力を高める取組を推進するため、「地域おこし企業人」及び「地域力創造アドバイザー」の地域要件を緩和する

- ・ 条件不利地域及び定住自立圏に加え、3大都市圏外の都市地域等も対象とする

※ 併せて、企業人材が幅広く地方団体の様々な課題に対応できることを明確化するため、「地域おこし企業人」の名称を「地域活性化起業人」に変更

条件不利地域に対する地方財政措置の拡充

- 旧簡易水道事業について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ地方財政措置を拡充
- 条件不利地域における光ファイバ等の整備を引き続き推進するため、過疎対策事業債の「光ファイバ等整備特別分」を継続

1. 旧簡易水道事業に対する地方財政措置

(1) 対象事業

簡易水道事業を統合した上水道事業※における旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業

※ 簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の統合
 上水道事業：給水人口が5,001人以上の事業、
 簡易水道事業：給水人口が101人以上 5,000人以下の事業

(2) 対象要件

前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

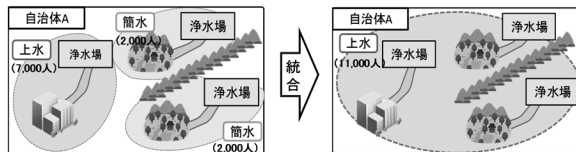
- ・ 統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
- ・ 有収水量1㎡当たり資本費又は給水原価が全国平均※以上

※ 大規模団体を除く上水道事業の全国平均

(3) 財政措置

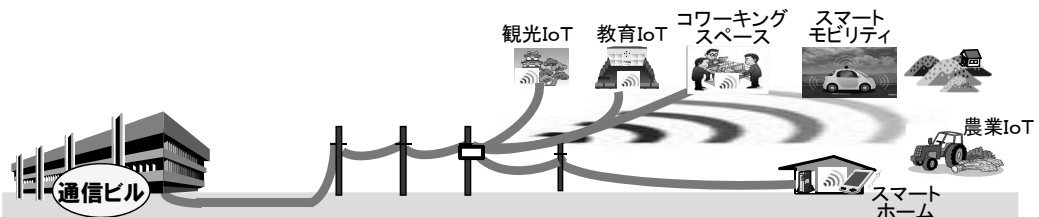
建設改良に係る水道事業債の元利償還金（50%）について、一般会計からの繰出しを行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置（50%）

〈簡易水道事業統合のイメージ〉



2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の継続

令和2年度に引き続き、過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等額を確保



地方団体の資金繰りへの対応

○ 地方団体が新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中、財政運営に支障が生じないよう、令和3年度の資金繰り対策として以下のとおり措置を講ずる

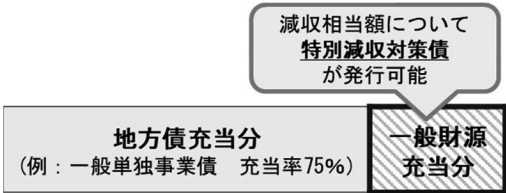
1. 地方債に対する公的資金の大幅な増額確保

増額が見込まれる臨時財政対策債について最も金利が低い公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）での引受けを
 1. 1兆円増額し、臨時財政対策債全体の4割を公的資金で確保
 ※なお、令和2年度の減収補填債についても1兆円を公的資金で増額確保

臨時財政対策債に係る公的資金	
2. 2兆円(前年度比 +1.1兆円、+97%)	
うち財政融資資金	
1. 5兆円(前年度比 +0.7兆円、+103%)	
うち地方公共団体金融機構資金	
0. 8兆円(前年度比 +0.4兆円、+87%)	

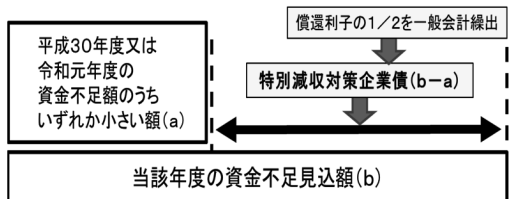
2. 特別減収対策債の延長

減収補填債の対象外である税目や使用料・手数料について、引き続き令和3年度も投資的経費の範囲内で「特別減収対策債」の発行を可能とする



3. 公営企業における特別減収対策企業債の延長

病院や交通など公営企業の料金収入が減少し、資金繰りに影響が生じる恐れがあることから、新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足について、引き続き令和3年度も「特別減収対策企業債」の発行を可能とする



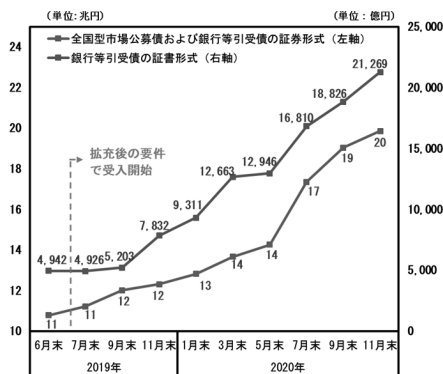
※ 償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その8割を特別交付税措置

4. 資金調達手段の多様化・資金調達環境の整備

資金調達の多様化を図る観点から、市場公募化の一層の推進や共同発行市場公募債の発行額の増額、年限の多様化等を図る

また、地方債の日本銀行適格担保としての活用は、資金調達の円滑化や、資金供給オペを利用する地域金融機関を通して地域経済の活性化に資することから、地方団体における事務手続の標準化、担保としての活用可能額の精査、地方団体と金融機関との連絡調整の強化等を推進する

日本銀行適格担保における地方債残高の推移



地方団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

地方公共団体金融機構との共同事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ **地方団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し
(公共施設マネジメント)



(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応 アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するため達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

- アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担
- 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分		令和3年度	令和2年度
歳	入 合 計 ①	895,915	907,397
地	方 税 ②	380,802	409,366
地	方 譲 与 税 ③	18,219	26,086
地	方 特 例 交 付 金 等 ④	3,577	2,007
地	方 交 付 税 ⑤	174,385	165,882
地	方 債 ⑥	112,407	92,783
	うち臨時財政対策債 ⑦	54,796	31,398
復	旧・復興事業分 ⑧	▲ 2	▲ 86
全	国防防災事業分 ⑨	▲ 345	▲ 335
主 な 地 方 財 政 関 係 指 標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	631,432	634,318
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	64.4%	66.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	12.5%	10.2%

※1 歳入合計、地方税、地方譲与税、一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

※2 一般財源総額には、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用により財源を確保した分を含んでいる。

（参考）

- 地方の借入金残高 193.3兆円（令和3年度末見込み）
（東日本大震災分を含む） ※ 193.1兆円（令和2年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 31.0兆円（令和3年度末）
※ 31.0兆円（令和2年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位: 億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	382,704	409,366	△ 26,662	△ 6.5
	(猶予特例分除き)	380,802	409,366	△ 28,564	△ 7.0
	地 方 譲 与 税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2
	(猶予特例分除き)	18,219	26,086	△ 7,867	△ 30.2
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	1,570	78.2
	地 方 交 付 税	174,385	165,882	8,503	5.1
	国 庫 支 出 金	147,631	152,157	△ 4,526	△ 3.0
	地 方 債	112,407	92,783	19,625	21.2
	うち臨時財政対策債	54,796	31,398	23,399	74.5
	うち財源対策債	7,700	7,700	0	0.0
	使用料及び手数料	15,487	15,761	△ 274	△ 1.7
	雑 収 入	43,754	43,776	△ 22	△ 0.1
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 2	△ 86	84	△ 97.7
	全国防災事業一般財源充当分	△ 345	△ 335	△ 10	3.0
	計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0
一 般 財 源	633,577	634,318	△ 741	△ 0.1	
(猶予特例分除き)	631,432	634,318	△ 2,886	△ 0.5	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	622,077	617,518	4,559	0.7	
(猶予特例分除き)	619,932	617,518	2,414	0.4	
歳 出	給 与 関 係 経 費	201,540	202,876	△ 1,336	△ 0.7
	退 職 手 当 以 外	186,816	187,553	△ 737	△ 0.4
	退 職 手 当	14,724	15,323	△ 599	△ 3.9
	一 般 行 政 経 費	408,824	403,717	5,107	1.3
	補 助	229,416	227,126	2,290	1.0
	単 独	148,296	147,510	786	0.5
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,912	14,881	31	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	-	2,000	皆増
	公 債	117,799	116,979	820	0.7
	(猶予特例債除き)	115,654	116,979	△ 1,325	△ 1.1
	維 持 補 修 費	14,694	14,469	225	1.6
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	900	200	22.2
	投 資 的 経 費	119,273	127,614	△ 8,341	△ 6.5
	直 轄 ・ 補 助	57,136	66,477	△ 9,341	△ 14.1
	単 独	62,137	61,137	1,000	1.6
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	3,000	1,000	33.3
公 営 企 業 繰 出 金	24,430	24,942	△ 512	△ 2.1	
企業債償還費普通会計負担分	14,718	15,138	△ 420	△ 2.8	
そ の 他	9,712	9,804	△ 92	△ 0.9	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	11,500	16,800	△ 5,300	△ 31.5	
計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	886,560	890,597	△ 4,037	△ 0.5	
地 方 一 般 歳 出	754,043	758,480	△ 4,437	△ 0.6	

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位: 億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	1,326	3,742	△ 2,416	△ 64.6
	一般財源充当分	2	86	△ 84	△ 97.7
	国庫支出金	1,913	5,065	△ 3,152	△ 62.2
	地方債	8	15	△ 7	△ 46.7
	雑収入	79	76	3	3.9
計		3,328	8,984	△ 5,656	△ 63.0
歳 出	給与関係経費	65	71	△ 6	△ 8.5
	一般行政経費	1,686	1,748	△ 62	△ 3.5
	補助	1,003	1,104	△ 101	△ 9.1
	単独	683	644	39	6.1
	公債費	79	75	4	5.3
	投資的経費	1,497	7,075	△ 5,578	△ 78.8
	直轄・補助	1,410	6,941	△ 5,531	△ 79.7
	単独	87	134	△ 47	△ 35.1
	公営企業繰出金	1	15	△ 14	△ 93.3
計		3,328	8,984	△ 5,656	△ 63.0

(2) 全国防災事業

(単位: 億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地方税	744	756	△ 12	△ 1.6
	一般財源充当分	345	335	10	3.0
	雑収入	1	1	0	0.0
計		1,090	1,092	△ 2	△ 0.2
歳 出	公債費	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2
	計	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2

(参 考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

区 分		(単位：億円、%)			
		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	383,448	410,122	△ 26,674	△ 6.5
	(猶 予 特 例 分 除 き)	381,546	410,122	△ 28,576	△ 7.0
	地 方 譲 与 税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2
	(猶 予 特 例 分 除 き)	18,219	26,086	△ 7,867	△ 30.2
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	1,570	78.2
	地 方 交 付 税	175,711	169,624	6,087	3.6
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	174,385	165,882	8,503	5.1
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	1,326	3,742	△ 2,416	△ 64.6
	国 庫 支 出 金	149,544	157,222	△ 7,678	△ 4.9
	地 方 債	112,415	92,798	19,618	21.1
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	54,796	31,398	23,399	74.5
	う ち 財 源 対 策 債	7,700	7,700	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,487	15,761	△ 274	△ 1.7
	雑 収 入	43,834	43,853	△ 19	△ 0.0
計	902,478	917,473	△ 14,995	△ 1.6	
一 般 財 源 (猶 予 特 例 分 除 き)	635,994 633,849	639,237 639,237	△ 3,243 △ 5,388	△ 0.5 △ 0.8	
歳 出	給 与 関 係 経 費	201,605	202,947	△ 1,342	△ 0.7
	退 職 手 当 以 外	186,881	187,624	△ 743	△ 0.4
	退 職 手 当	14,724	15,323	△ 599	△ 3.9
	一 般 行 政 経 費	410,510	405,465	5,045	1.2
	補 助	230,419	228,230	2,189	1.0
	単 独	148,979	148,154	825	0.6
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,912	14,881	31	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	-	2,000	皆増
	公 債	118,968	118,146	822	0.7
	(猶 予 特 例 債 除 き)	116,823	118,146	△ 1,323	△ 1.1
	維 持 補 修 費	14,694	14,469	225	1.6
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	1,100	900	200	22.2
	投 資 的 経 費	120,770	134,689	△ 13,919	△ 10.3
	直 轄 ・ 補 助	58,546	73,418	△ 14,872	△ 20.3
	単 独	62,224	61,271	953	1.6
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	3,000	1,000	33.3
	公 営 企 業 繰 出 金	24,431	24,957	△ 526	△ 2.1
企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	14,718	15,138	△ 420	△ 2.8	
そ の 他	9,713	9,819	△ 106	△ 1.1	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	11,500	16,800	△ 5,300	△ 31.5	
計	902,478	917,473	△ 14,995	△ 1.6	
地 方 一 般 歳 出	757,292	767,389	△ 10,097	△ 1.3	

<資料2>

令和3年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）

1 地方税
(1) 総括表

（単位：億円）

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度							(G)/(A) ×100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(Δ)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(Δ)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和2年度 当初見込額 に対する増 減(Δ)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	187,036	△ 14,392	172,644	△ 298	△ 6	△ 304	172,340	△ 14,696	92.1	44.9
2. 市町村税	223,086	△ 11,937	211,149	△ 36	△ 5	△ 41	211,108	△ 11,978	94.6	55.1
3. 計	410,122	△ 26,329	383,793	△ 334	△ 11	△ 345	383,448	△ 26,674	93.5	100.0

（参考） 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位：億円）

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度							(G)/(A) ×100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(Δ)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(Δ)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和2年度 当初見込額 に対する増 減(Δ)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	151,790	△ 14,492	137,298	△ 162	△ 6	△ 158	137,140	△ 14,650	90.3	35.8
2. 市町村税	258,332	△ 11,837	246,495	△ 182	△ 5	△ 187	246,308	△ 12,024	95.3	64.2
3. 計	410,122	△ 26,329	383,793	△ 334	△ 11	△ 345	383,448	△ 26,674	93.5	100.0

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度							(G)/(A) ×100 (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)取 見込額 (B)	現行法に よる収入見 込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)取見込額		改正法に よる収入見 込額 (C)+(F) (G)	令和2年度 当初見込額 に対する増 減(△)取額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)			計 (D)+(E) (F)	
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	53,134	△ 3,539	49,595				49,595	△ 3,539	93.3
個人均等割	963	△ 14	949				949	△ 14	98.5
所得割	44,495	△ 1,907	42,588		1	1	42,589	△ 1,906	95.7
法人均等割	1,446	△ 7	1,439				1,439	△ 7	99.5
法人税割	3,265	△ 2,201	1,064		△ 1	△ 1	1,063	△ 2,202	32.6
利子割	416	△ 100	316				316	△ 100	76.0
配当割	1,636	△ 70	1,566				1,566	△ 70	95.7
株式等譲渡所得割	913	760	1,673				1,673	760	183.2
2. 事業税	43,406	△ 9,145	34,261		△ 6	△ 6	34,255	△ 9,151	78.9
個人	2,157	△ 435	1,722				1,722	△ 435	79.8
法人	41,249	△ 8,710	32,539		△ 6	△ 6	32,533	△ 8,716	78.9
3. 地方消費税	58,210	△ 714	57,496				57,496	△ 714	98.8
譲渡割	42,386	1,937	44,323				44,323	1,937	104.6
貨物割	15,824	△ 2,651	13,173				13,173	△ 2,651	83.2
4. 不動産取得税	4,257	△ 466	3,791				3,791	△ 466	89.1
5. 道府県たばこ税	1,435	△ 11	1,424				1,424	△ 11	99.2
6. ゴルフ場利用税	411	△ 7	404				404	△ 7	98.3
7. 軽油引取税	9,641	△ 345	9,296		4	4	9,300	△ 341	96.5
8. 自動車税	16,508	△ 140	16,368	△ 302		△ 302	16,066	△ 442	97.3
環境性能割	1,214	20	1,234	△ 302		△ 302	932	△ 282	76.8
種別割	15,294	△ 160	15,134				15,134	△ 160	99.0
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税(特例分等)	76	△ 4	72				72	△ 4	94.7
普通税計	187,081	△ 14,371	172,710	△ 298	△ 6	△ 304	172,406	△ 14,675	92.2
(II) 目的税									
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道府県税小計	187,088	△ 14,371	172,717	△ 298	△ 6	△ 304	172,413	△ 14,675	92.2
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 52	△ 21	△ 73				△ 73	—	—
(V) 道府県税計	187,036	△ 14,392	172,644	△ 298	△ 6	△ 304	172,340	△ 14,696	92.1

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

(単位：億円)

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度							(G)/(A) ×100 (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)取 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△) 収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和2年度 当初見込額 に対する増 減(△)取額 (G)-(A) (H)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市町村税									
(Ⅰ) 普通税									
1. 市 町 村 民 税	100.497	△ 9.518	90.979		△ 5	△ 5	90.974	△ 9.523	90.5
個人均等割	2.244	△ 32	2.212				2.212	△ 32	98.6
所得割	81.496	△ 3.485	78.011		2	2	78.013	△ 3.483	95.7
法人均等割	4.362	△ 89	4.273				4.273	△ 89	98.0
法人税割	12.395	△ 5.912	6.483		△ 7	△ 7	6.476	△ 5.919	52.2
2. 固 定 資 産 税	93.560	△ 2.054	91.506				91.506	△ 2.054	97.8
土 地	34.967	△ 115	34.852				34.852	△ 115	99.7
家 屋	40.275	△ 1,074	39.201				39.201	△ 1,074	97.3
償 却 資 産	17.453	△ 878	16.575				16.575	△ 878	95.0
純固定資産税小計	92.695	△ 2,067	90.628				90.628	△ 2,067	97.8
交 付 金	865	13	878				878	13	101.5
3. 軽 自 動 車 税	2.873	54	2,927	△ 36		△ 36	2,891	18	100.6
環 境 性 能 割	118	11	129	△ 36		△ 36	93	△ 25	78.8
種 別 割	2.755	43	2,798				2,798	43	101.6
4. 市 町 村 た ば こ 税	8.786	△ 65	8.721				8.721	△ 65	99.3
5. 鉱 産 税	15	2	17				17	2	113.3
6. 特 別 土 地 保 有 税	2	△ 1	1				1	△ 1	50.0
普 通 税 計	205.733	△ 11,582	194.151	△ 36	△ 5	△ 41	194.110	△ 11,623	94.4
(Ⅱ) 目 的 税									
1. 入 湯 税	230	△ 91	139				139	△ 91	60.4
2. 事 業 所 税	3.884	15	3,899				3,899	15	100.4
3. 都 市 計 画 税	13.431	△ 203	13,228				13,228	△ 203	98.5
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	17.545	△ 279	17,266				17,266	△ 279	98.4
(Ⅲ) 市 町 村 税 小 計	223.278	△ 11,861	211,417	△ 36	△ 5	△ 41	211,376	△ 11,902	94.7
(Ⅳ) 東日本大震災による減免等	△ 192	△ 76	△ 268				△ 268	—	—
(Ⅴ) 市 町 村 税 計	223.086	△ 11,937	211,149	△ 36	△ 5	△ 41	211,108	△ 11,978	94.6

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度					令和2年度 当初見込額 に対する増 減(△)収 入額 (E) - (A)	(E) / (A) × 100 (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 入見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	制度改正によ る増減(△)収 入見込額 (D)	改正法による 収入見込額 (C) + (D) (E)			
1. 地方揮発油譲与税	2,389	△ 97	2,292		2,292	△ 97	95.9	
2. 石油ガス譲与税	63	△ 18	45		45	△ 18	71.4	
3. 自動車重量譲与税	2,845	△ 39	2,806		2,806	△ 39	98.6	
4. 航空機燃料譲与税	154	24	178		178	24	115.6	
5. 特別とん譲与税	126	△ 12	114		114	△ 12	90.5	
6. 森林環境譲与税	400	0	400		400	0	100.0	
7. 特別法人事業譲与税	20,109	△ 7,476	12,633	△ 6	12,627	△ 7,482	62.8	
合 計	26,086	△ 7,618	18,468	△ 6	18,462	△ 7,624	70.8	

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(参考)

令和3年度の税制改正（地方税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	▲ 14	▲ 26	▲ 40			
住宅ローン控除の特例の延長等	▲ 14	▲ 26	▲ 40			
2 不動産取得税	▲ 1		▲ 1			
税負担軽減措置の見直し等	▲ 1		▲ 1			
3 軽油引取税	4		4	4		4
課税免除の特例措置の見直し	4		4	4		4
4 車体課税	▲ 3		▲ 3	▲ 302	▲ 36	▲ 338
(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減 (R3.4.1からR3.12.31までの間に取得した自家用乗用車のみ)				▲ 298	▲ 36	▲ 334
(2) 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る 自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の拡充	▲ 3		▲ 3	▲ 4		▲ 4
5 固定資産税		2	2			
税負担軽減措置の見直し等		2	2			
合 計	▲ 14	▲ 24	▲ 38	▲ 298	▲ 36	▲ 334
国税の税制改正に伴うもの	19	▲ 30	▲ 11	▲ 6	▲ 5	▲ 11
個人住民税	2	2	4	1	2	3
法人住民税	▲ 5	▲ 32	▲ 37	▲ 1	▲ 7	▲ 8
法人事業税	22		22	▲ 6		▲ 6
再 計	5	▲ 54	▲ 49	▲ 304	▲ 41	▲ 345

- (注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。
- (注2) 「住宅ローン控除の特例の延長等」の平年度減収見込額は、面積要件の緩和によるものであり、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計額を計上している。なお、住宅ローン控除期間を3年間延長する特例については、令和元年度税制改正時に平年度▲141億円の減収と見込んでいた。
- (注3) 令和3年度における環境性能割の税率区分の見直し及びグリーン化特例（軽課）の見直しによる増収見込額は平年度136億円、初年度22億円。他方、令和元年度から令和3年度にかけて追加的に発生した環境性能割における減収見込額は▲88億円程度。
- (注4) 固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に係る令和3年度の特別な措置に伴う令和3年度の税収額は、前年度の税収額と比べ▲219億円の減と見込まれる。
- (注5) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は平年度▲67億円、初年度▲6億円と見込まれる。

<資料3>

令和3年度 普通交付税の算定方法の改正について

1 「地域デジタル社会推進費（仮称）」（R3年度地方財政計画：0.2兆円）に対応した算定

地方団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費（仮称）」（2,000億円程度）を創設することとしている。

算定額は道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度とし、人口を基本とした上で、それぞれ1/2程度を「地域住民を主な対象とする取組に係る指標」を用いて、1/2程度を「地域企業を主な対象とする取組に係る指標」を用いて算定することとしている。

2 「まち・ひと・しごと創生事業費」（R3年度地方財政計画：1兆円）に対応した算定

「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き算定することとしている。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和3年度は「取組の必要度」に応じて3,600億円程度（道府県分1,190億円程度、市町村分2,410億円程度）、「取組の成果」に応じて2,400億円程度（道府県分810億円程度、市町村分1,590億円程度）を算定することとしている。

算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしている。

3 保健所の恒常的な人員体制の強化に対応した算定

感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、保健所において感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化等に要する経費を算定することとしている。

4 児童虐待防止対策の体制強化に対応した算定

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の目標年度の水準を前倒して達成できる見込みであることを踏まえ、児童福祉司等の職員の増員に必要な経費を算定することとしている。

5 業務改革の取組等の成果を反映した算定

業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映について、令和3年度においては、平成29年度に導入した2業務のうち1業務（公立大学運営）について、段階的な反映における5年目の見直しを実施することとしている。

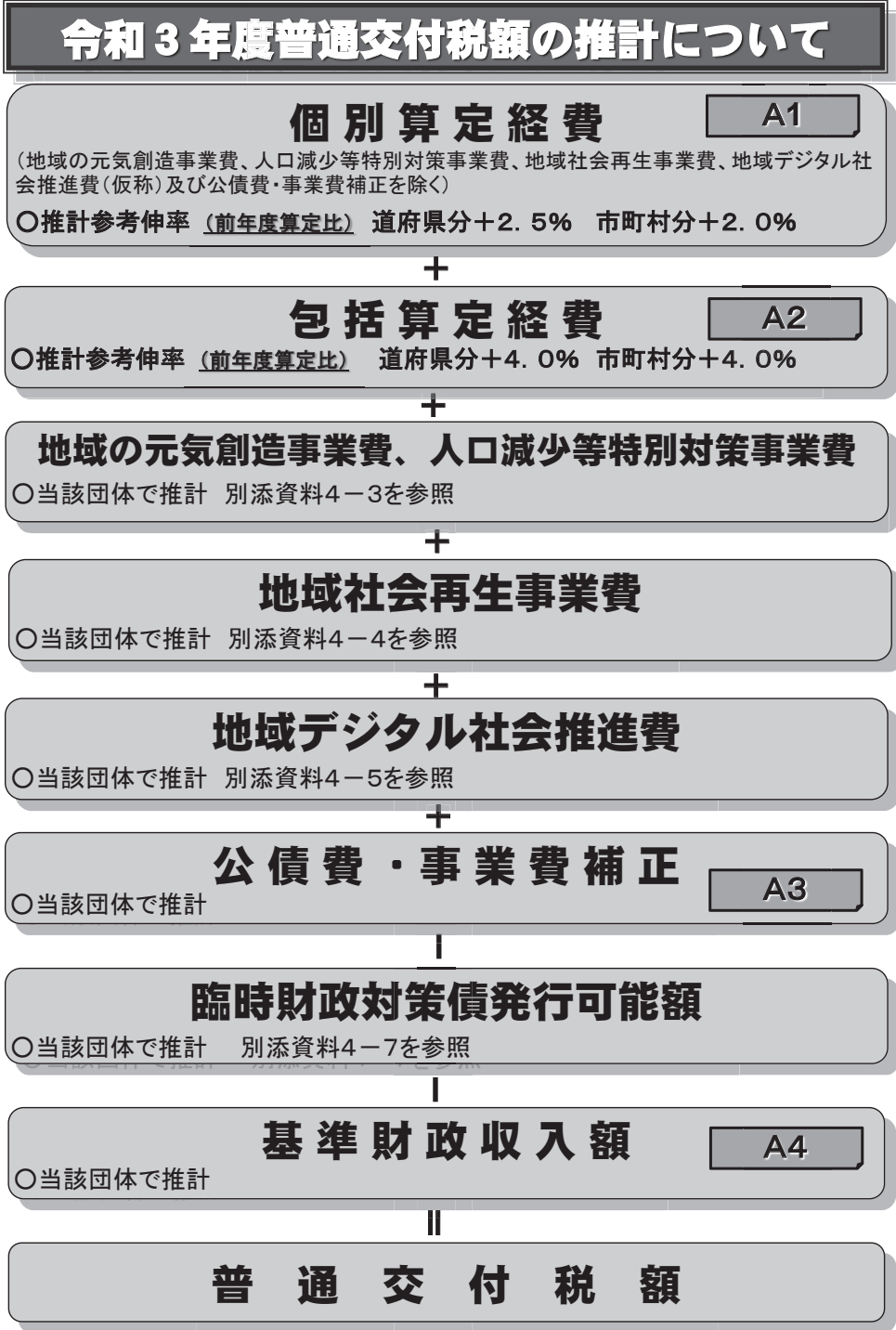
6 交付税の算定に用いる国勢調査人口の置き換え

普通交付税の算定基礎となる「人口」については、令和3年度から、令和2年国勢調査の人口を用いることとしている。

東日本大震災の原発被災団体及び福島県においては、引き続き人口の特例措置を講じることとしている。また、津波被災団体については、人口の特例措置を終了した上で、5年間の激変緩和措置を設けることとしている。

7 その他の算定方法の改正

- ・ 会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費（人口）において所要経費を一括計上することとしている。
- ・ 中山間地域等直接支払に係る地方負担については、普通交付税及び特別交付税により措置しているが、このうち道府県分については、令和3年度から特別交付税による措置率を引き下げ、普通交付税による措置率を引き上げることとしている。また、普通交付税による措置について、中間農業地域及び山間農業地域の面積を用いた密度補正を適用することとしている。



A 1

個別算定経費の留意点

個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費（仮称）及び公債費・事業費補正を除いた経費）については、**前年度算定額**を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるため、**各団体ごとの態容や基礎数値の変動などにより異なる点に留意し、勘案すること**（次ページ参照）。

A1-a、b

a. 測定単位の変動による増減

《国勢調査人口等の置き換え、教職員数、児童・生徒数等の
毎年の更新》

○国勢調査人口等の置き換え

今後公表される令和2年国勢調査人口、農林業センサスによる農家数、漁業センサスによる水産業者数の増減は、地方団体ごとに大きく異なると思われることに留意。

b. 密度補正等の基礎数値の変動による増減

《障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護扶助者数等の更新》

○密度補正等の基礎数値の変動（毎年）

全般的に密度補正等の基礎数値の変動には留意が必要であるが、特に障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護扶助者数等の基礎数値が大幅に変動することにより、基準財政需要額の伸びが異なるケースが多いことに留意。

A1-c

c. その他

《補正係数の見直し等による増減》

① 補正の新設・見直し等

- ・ 農業行政費における密度補正の見直し
(道府県分の農業行政費において、中山間地域等直接支払に係る地方負担について、普通交付税による措置率を引き上げた上で、中間農業地域及び山間農業地域の面積を用いた密度補正を新設。)
- ・ 地域振興費における態容補正の見直し
(道府県分の地域振興費において、公共投資への依存度を反映する公的固定資本形成を用いた算定に加えて、公的固定資本減耗を用いた算定を行うよう算定方法を見直し。)

② その他

最近の決算の状況等を踏まえ、普通態容補正の個別係数等の補正係数を見直すことがあること。

包括算定経費の留意点

前年度算定時の包括算定経費を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるため、**団体の規模(人口・面積)**により異なる点に留意し、勘案すること。

公債費・事業費補正の留意点

- ① 新規に発行したもの、据置期間が終了して元利償還金が大きく増額するものに留意。

・臨時財政対策債 ・緊急防災・減災事業債 等

- ② 償還が終了するものについて漏れなく反映し、過大に見積もらないこと。

・補正予算債 ・財源対策債 等

特に下記の地方債が、令和2年度で償還が終了となることに留意。

<道府県分>

補正予算債(H11、H12債)
地方税減収補填債(H11、H12債)
財源対策債(H11、H12債)
減税補填債(H11、H12債)

<市町村分>

補正予算債(H11、H12債)
地方税減収補填債(H11債)
財源対策債(H11、H12債)
減税補填債(H11、H12債)

基準財政収入額

A 4

① 法人税割及び利子割（交付金）

前年度調定見込額 × 乗率 × 0.75 + 精算見込額

- 法人税割の乗率 道府県0.36、市町村0.69
- 利子割の乗率 道府県1.501
- 利子割交付金の乗率 市町村1.575

② 法人事業税（交付金）

○ 法人事業税

$$\left(\begin{array}{l} \text{前年度調定見込額(所得・収入金課税分)} \times 0.84 \\ + \\ \text{前年度調定見込額(外形標準課税分)} \times 0.95 \\ - \\ \text{前年度調定見込額} \times 0.08 \end{array} \right) \times 0.75 + \text{精算見込額}$$

当該道府県内市町村の法人事業税交付金の合計額…(A)

○ 法人事業税交付金

(A)を交付基準(法人税割額 2/3、従業者数 1/3)に基づき按分

③ 地方消費税（交付金）

地方消費税率の引上げによる増収分は100%算入

<道府県> 前年度の基準財政収入額 × 0.99

<市町村> 前年度の基準財政収入額 × 0.98

④ その他の税目

前年度の各税目の基準財政収入額 × 地方財政計画(猶予特例分除き)の増減率

※1 基準財政収入額の推計に際しては、別添資料4-6「基準財政収入額の推計に係る留意事項について」を参照

※2 法人税割及び法人事業税の調定見込額は、現事業年度分のみ対象

※3 法人税割及び法人事業税(交付金)並びに利子割(交付金)の調定見込額は10月照会によるもの

※4 基準財政収入額の算定においては、基本的に各団体の予算額ではなく前年度収入実績等を基礎として算定

+

税源移譲相当額（個人住民税） 100%算入

○ 所得税から個人住民税への税源移譲

○ 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲

+

地方特例交付金 × 0.75

+

東日本大震災に係る特例加算額（減収見込額） × 0.75

||

令和3年度基準財政収入額推計値

令和3年度 地域の元気創造事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映

令和3年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	500億円程度	475億円程度	975億円程度
市町村分	1,500億円程度	1,425億円程度	2,925億円程度
計	2,000億円程度	1,900億円程度	3,900億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)

〔道府県：950円 市町村：2,530円〕

《行革努力分》経常態容補正Ⅰ = (0.2A + 0.1B + 0.3C + 0.2D + 0.2E) × α

- A : ラスパイレス指数 (前年度)
- B : ラスパイレス指数 (直近5か年平均)
- C : 経常的経費削減率
- D : 地方税徴収率
- E : 業務システムに対するクラウド導入率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

ラスパイレス指数については指数100との差、その他の指標については全国の数値との差に応じて割増し又は割落し

(注) 経常的経費削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出
地方税徴収率及び業務システムに対するクラウド導入率は、直近単年度の数値により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正Ⅱ =

＜道府県＞ (0.1F + 0.1G + 0.1H + 0.1I + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) × r × β

＜市町村＞ (0.15F + 0.15G + 0.1H + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) × r × β

- F : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)
- G : 製造品出荷額
- H : 小売業年間商品販売額
- I : 日本人延べ宿泊者数 ・ 外国人延べ宿泊者数 (道府県)
- J : 若年者就業率
- K : 女性就業率
- L : 高齢者就業率
- M : 従業者数[※]
- N : 事業所数[※]
- O : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税収 (市町村)
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し

〔※指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村)〕

(※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。)

令和3年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(令和3年度は200億円シフト)

令和3年度算定額

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,190億円程度	810億円程度	2,000億円程度
市町村分	2,410億円程度	1,590億円程度	4,000億円程度
計	3,600億円程度	2,400億円程度	6,000億円程度
(前年度比増減額)	(△200億円程度)	(+200億円程度)	

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

〔道府県：1,700円 市町村：3,400円〕

《取組の必要度》 経常態容補正 I = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) × α

- | | | |
|---|---------------------|------------------------------------|
| A | 人口増減率 / 全国平均 (注) | |
| B | 全国平均 / 転入者人口比率 | |
| C | 転出者人口比率 / 全国平均 | |
| D | 全国平均 / 年少者人口比率 | |
| E | 自然増減率 / 全国平均 (注) | |
| F | 全国平均 / 若年者就業率 | |
| G | 全国平均 / 女性就業率 | |
| H | 1 / 有効求人倍率 | |
| I | 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高 | (注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出 |
| α | 算定額を総額に合わせつけるための率 | |

《取組の成果》 経常態容補正 II =

<道府県> (0.2J + 0.2K + 0.1L + 0.1M + 0.1P + 0.1Q + 0.1R + 0.1S) × r × β

<市町村> (0.25J + 0.25K + 0.1L + 0.1N + 0.1O + 0.1R + 0.1S) × r × β

- | | | |
|---|----------------------|--|
| J | 人口増減率 [*] | 全国と比較して改善度合いが大きい団体の需要額を割増し(注)
※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合いを比較(市町村) |
| K | 出生率 | |
| L | 年少者人口比率 [*] | |
| M | 東京圏への転出入人口比率 (道府県) | |
| N | 転入者人口比率 (市町村) | |
| O | 転出者人口比率 (市町村) | |
| P | 県内大学・短大進学者割合 (道府県) | |
| Q | 新規学卒者の県内就職割合 (道府県) | |
| R | 若年者就業率 | |
| S | 女性就業率 | |
| r | 条件不利地域の割増率 | (注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH30~R2の人口増減率の平均値の差を改善度合としている |
| β | 算定額を総額に合わせつけるための率 | ・下線の指標は令和3年度に見直したもの |

(※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。)

地域社会再生事業費の算定方法

- 地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き4,200億円程度を算定

普通交付税における算定

【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費」において、地域社会の維持・再生に必要となる取組みに要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費 4,200億円程度

【算定方法】

単位費用 × 測定単位（人口） × 段階補正 × 経常態容補正

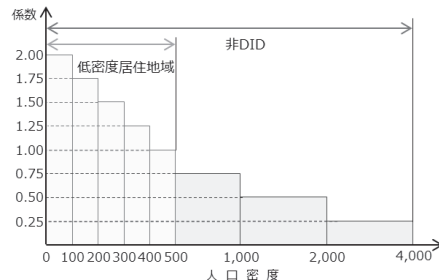
単位費用 … 道府県分：1,950円、市町村分：1,950円

$$\text{経常態容補正} = (0.2A + 0.1B + 0.1C + 0.1D) \times \alpha + 0.5E \times \beta$$

- A : 人口減少率 (H22国調→R2国調)
- B : 年少人口比率 (H27国調)
- C : 高齢者人口比率 (H27国調)
- D : 生産年齢人口減少率 (H22国調→H27国調)
- E : 非人口集中地区人口比率 (H27国調)
- α 、 β : 算定額を総額に合わせ付ける率

人口構造の変化に応じた指標
人口集積の度合いに応じた指標

- (注1) 人口構造の変化に応じた指標については、全国平均との比較により指標を算出。
- (注2) 非人口集中地区人口は、人口密度（メッシュ人口）区分別の人口に係数を乗じる。（右図）農山村地域である低密度居住地域（人口密度500人未満）の人口を割増し、それ以外の人口を割落として補正。



※ 上記算定と合わせて、都道府県における技術職員の充実（市町村支援及び中長期派遣体制の強化）に要する経費について、増加職員数に応じて算定する。

地域デジタル社会推進費（仮称）の創設

地方財政計画に地域社会のデジタル化を集中的に推進するための新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」が計上されたことを踏まえ、地方交付税法を改正し、新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費（仮称）」を臨時費目として創設。

普通交付税における算定

【算定期間】 令和3年度及び令和4年度

【算定額】 各年度2,000億円程度

（うち、道府県分800億円程度
うち、市町村分1,200億円程度）

【算定方法】

単位費用を人口とした上で、地域社会のデジタル化を集中的に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分するという観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 地域住民を主な対象とする取組に係る指標

高齢者人口又は障害者人口の割合が相対的に高く、住民デジタルリテラシーの向上等、地域社会のデジタル化の推進に要する経費が相対的に多く生じることが想定される団体の経費を割増し

（算定に用いる指標）

- ・ 高齢者人口
- ・ 障害者手帳交付台帳登録人口

② 地域企業を主な対象とする取組に係る指標

一次産業事業所数又は中小企業数の割合が相対的に高く、地域企業のデジタル化支援に要する経費が相対的に多く生じることが想定される団体の経費を割増し

（算定に用いる指標）

- ・ 事業所数
- ・ 一次産業事業所数
- ・ 中小企業数

※市町村分においては、条件不利地域を持つ団体に対して割増しを行う

地域デジタル社会推進費（仮称）の算定方法

算定方法

単位費用 × 測定単位（人口） × 段階補正 × 経常態容補正

単位費用 … 道府県分：520円、市町村分：760円

段階補正：地域振興費を参考にしつつ、本事業に対応する財政需要に応じて新たに設定

※ 市町村分については、全ての市町村において地域社会のデジタル化を推進するために必要となる業務に取り組めるよう、人口規模にかかわらず、一定程度の固定費が生じることを加味して設定。

経常態容補正 = (0.5A + 0.5B) × α × γ

地域住民を主な対象とする取組に係る指標

A：当該団体の人口に占める高齢者及び障害者の割合／全国平均

人 口：国勢調査における当該団体の人口

高 齢 者：国勢調査における当該団体の65歳以上人口

障 害 者：福祉行政報告例等における障害者手帳交付台帳登録人口

地域企業を主な対象とする取組に係る指標

B：当該団体の人口一人当たり事業所数に係る係数
（一次産業事業所及び中小企業が多い団体の係数を割増し）

（算 式） $b \times \beta_1 \times \beta_2$

（算式の符号） b：当該団体の人口一人当たり事業所数／全国平均

β_1 ：事業所数に占める一次産業事業所数の割合が全国平均超の団体に係る割増係数

β_2 ：企業数に占める中小企業の割合が全国平均超の団体に係る割増係数

α：条件不利地域における割増係数（市町村分のみ）

γ：算定額を総額に合わせ付ける率

※ 係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更がありうることに留意。

基準財政収入額の推計に係る留意事項について

- 1 令和3年度においては、固定資産税について、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等が所有する償却資産等に係る課税標準の特例措置及び生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充による減収がないものとして算定すること。
また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、基準財政収入額に算入しないこと。
- 2 令和3年度の基準財政収入額における地方税、地方譲与税等の各税目の算定に当たっては、令和2年度徴収猶予の特例分等は含まないものであること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、各税目の減収額等を適切に見込む必要があること。
特に、道府県分にあつては道府県民税所得割及び法人税割、法人事業税、地方消費税並びに特別法人事業譲与税、市町村分にあつては市町村民税所得割及び法人税割、固定資産税並びに地方消費税交付金の大幅な減が見込まれること。
- 4 基準財政収入額の見積りに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 5 個人住民税（所得割）の推計に当たっては、課税状況調における各団体の算出税額や納税義務者数の増減等により、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 6 特別法人事業譲与税、森林環境譲与税及び地方消費税交付金については、譲与等の基準に用いる統計数値（国勢調査人口等）の更新に留意し、過小に見積もることがないようにすること。
なお、基準財政収入額の算定に際しては、算定方法の見直し等、所要の改正を行うこととしていること。
- 7 上記のほか、現時点では、前年度の基準財政収入額に地方財政計画の増減率を乗じるなどの方法により全国（交付団体）の総額を見積もっていること。

前年度の基準財政収入額に地方財政計画の増減率を乗じて見積もるもの

区 分	道 府 県 分	市 町 村 分
配当割（交付金）	0.96 程度	0.96 程度
株式等譲渡所得割（交付金）	1.84 程度	1.84 程度
軽油引取税（交付金）	0.97 程度	0.96 程度
環境性能割（交付金）	0.97 程度	0.93 程度
特別法人事業譲与税	0.62 程度	—
森林環境譲与税	1.00 程度	1.00 程度

※特別法人事業譲与税及び森林環境譲与税に係る乗率は、平均的な伸率を推計したものである（実際の伸率は団体ごとに一律ではない。）。

令和3年度の臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の総額

令和3年度の道府県と市町村の臨時財政対策債の割合は、令和2年度の発行可能額（都道府県：17,211億円、市町村：14,186億円）を基礎とした上で、令和3年度における増加額（+23,399億円）について、都道府県と市町村の地方税の減収見込額等を、都道府県と市町村の割合に反映させることとしている。

これにより、令和3年度における道府県及び市町村の臨時財政対策債の発行可能額は下表のとおりと見込まれる。

（単位：億円）

区 分	令和3年度	令和2年度	差引	伸び率
道 府 県	32,420	17,211	+15,209	+88.4%
市 町 村	22,376	14,186	+8,190	+57.7%
合 計	54,796	31,398	+23,399	+74.5%

※表示未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない。

2 臨時財政対策債発行可能額の算定方法

各団体の控除前財源不足額を基礎として算定することとしている。

3 算式

各地方公共団体の発行可能額については、以下の算式により算定する見込み。

なお、この場合、算定された臨時財政対策債発行可能額については、当該団体の基準財政需要額から振り替えることとしている。

<算式>

$$\text{発行可能額} = a \times X \times \alpha$$

$$\text{※ } X \text{ は右記により算定 } X = B / (B + C) \times \text{ア}$$

a : 控除前財源不足額（当該団体における基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）

B : 臨時財政対策債の全国総額（道府県・市町村別）

C : 普通交付税の交付基準額の全国総額（道府県・市町村別）

ア : 「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H28～R2 平均）を用いた補正係数

（合併算定替適用市町村におけるアの算出に当たっては、合併関係市町村の「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H28～R2 平均）を、合併市町村の権能（政令市、中核市・施行時特例市、その他の市町村）に対応した算式に適用

α : 総額に合わせ付けるための率

（参考）Xのイメージ（現時点の試算値であり、算定時に変動）

道府県（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)	X
0.80	0.75 程度
0.70	0.60 程度
0.60	0.45 程度
0.50 以下	0.35 程度以下

市町村（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)	X		
	政令市	中核市 施行時特例市	その他の市町村
1.00	0.85 程度	0.85 程度	0.85 程度
0.90	0.85 程度	0.80～0.70程度	0.75～0.65程度
0.80	0.70 程度	0.65～0.55程度	0.60～0.50程度
0.70	0.55 程度	0.45～0.35程度	0.40～0.30程度
0.60 以下	0.45 程度以下	0.35 程度以下	0.30 程度以下